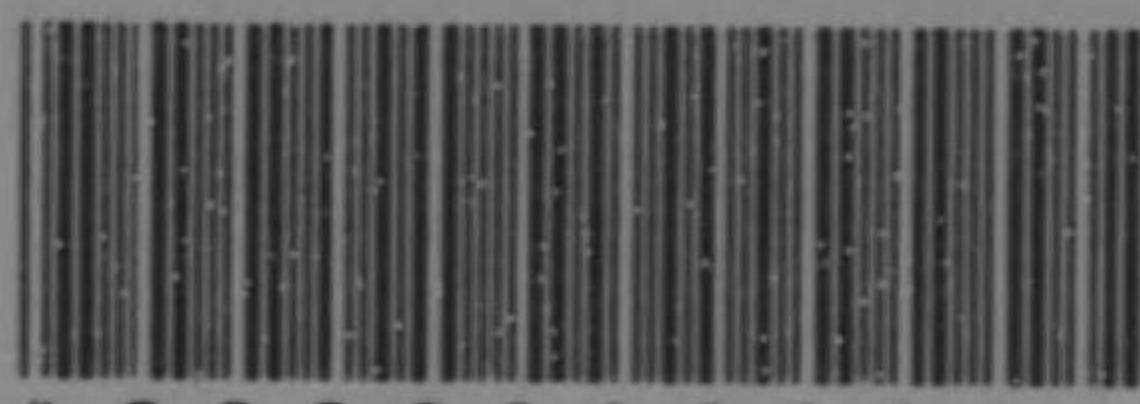
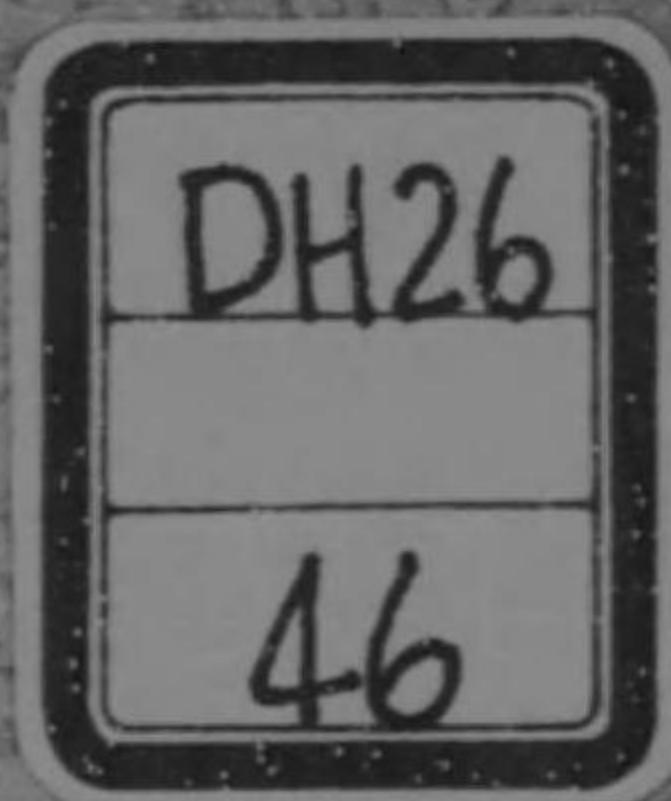


事業要覽

社會式株殖拓灣臺



* 0026012000 *

0026012-000


D H 2 6 - 4 6

事業要覽

台灣拓殖

1944. 3

ADF



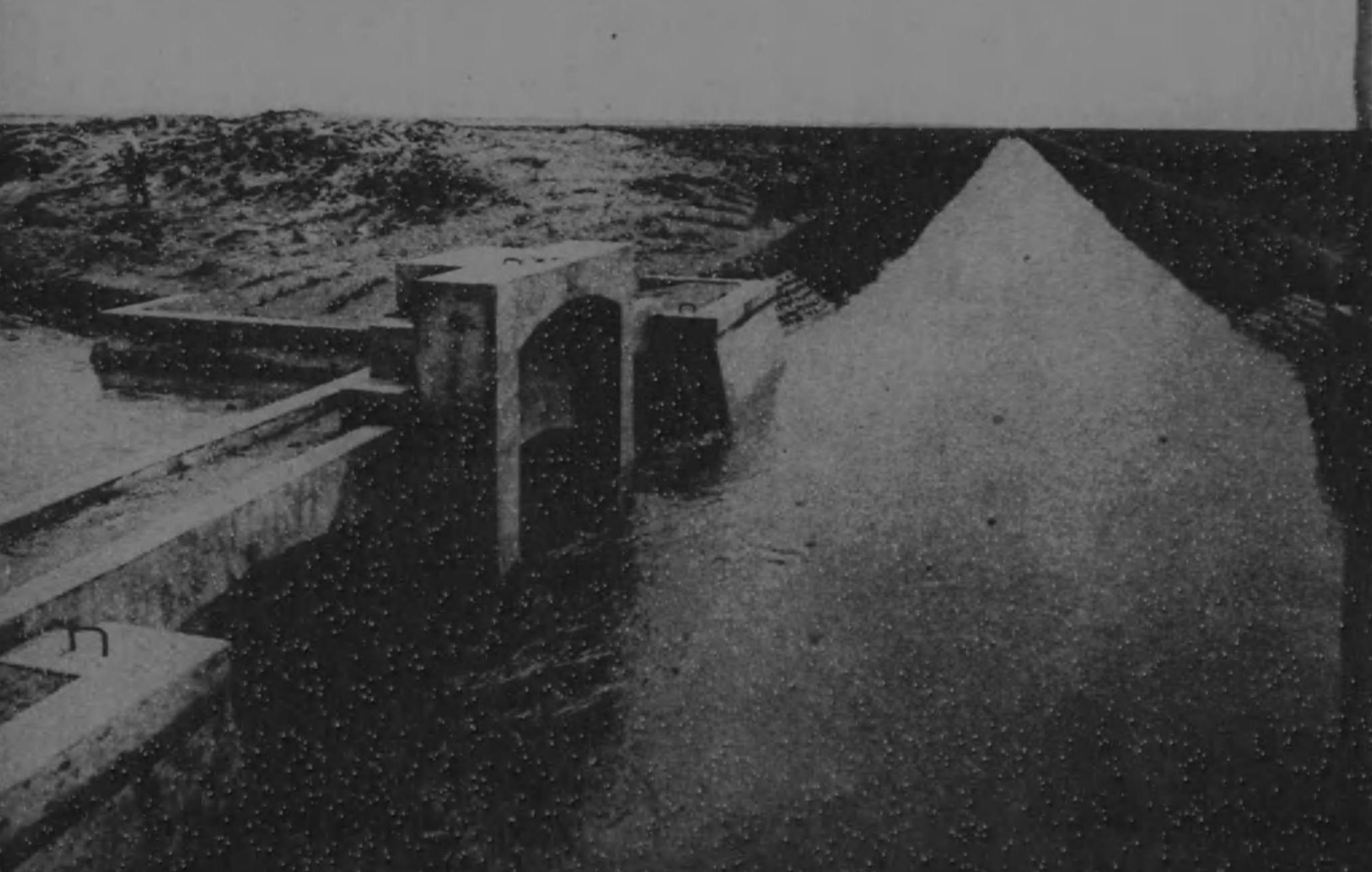
昭和十九年二月

事業要覽

臺灣拓殖株式會社



上圖は南澳の干拓工事
下圖は嵐背の水利施設



DH26

46



當社役員	(昭和十九年二月末現在)
副 社 長	加 藤 恭 平
常務理 事	(缺員)
常務理 事	日 下 辰 太
常務理 事	高 山 三 平
常務理 事	越 藤 恒 吉
常務理 事	大 西 一 三
常務理 事	山 口 吉
常務理 事	原 猪
參 與 理 事	石 井 造
參 與 理 事	龍 勝
監 事	邦 穂
監 事	秀 穂
監 事	藤 山 穂
監 事	愛 一 郎

80W23905

臺灣島池上事業地のアリス苗圃



いずれも純化栽培試験
地裏に育成した植物



臺中池塘湖の新高社移民部落の一部



臺灣島池上事業地に於ける内山人アリス栽培



これが毎年棉花栽培状況
右は新造工場の紹介



深東施設池上事業地のデックス諸島



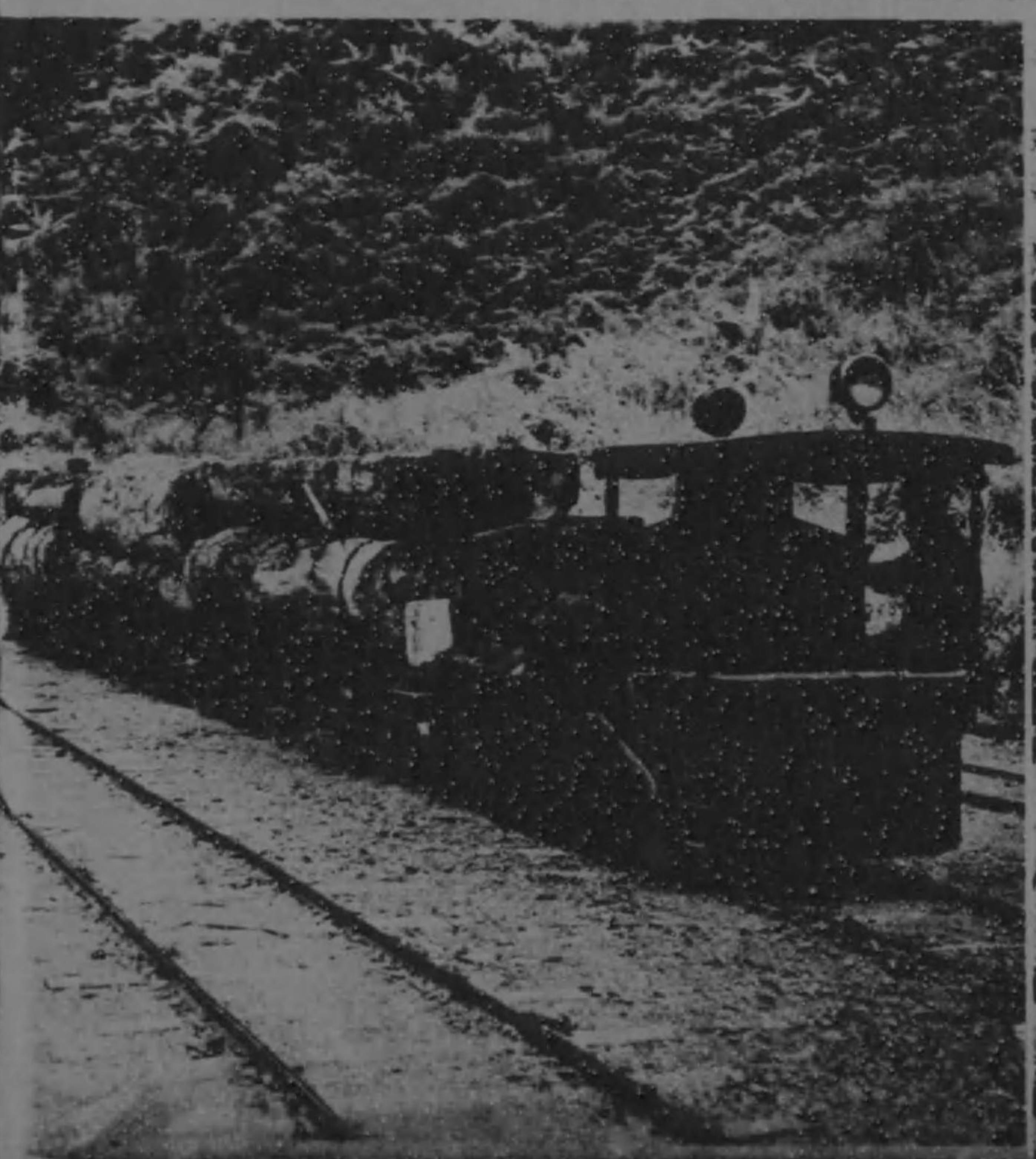
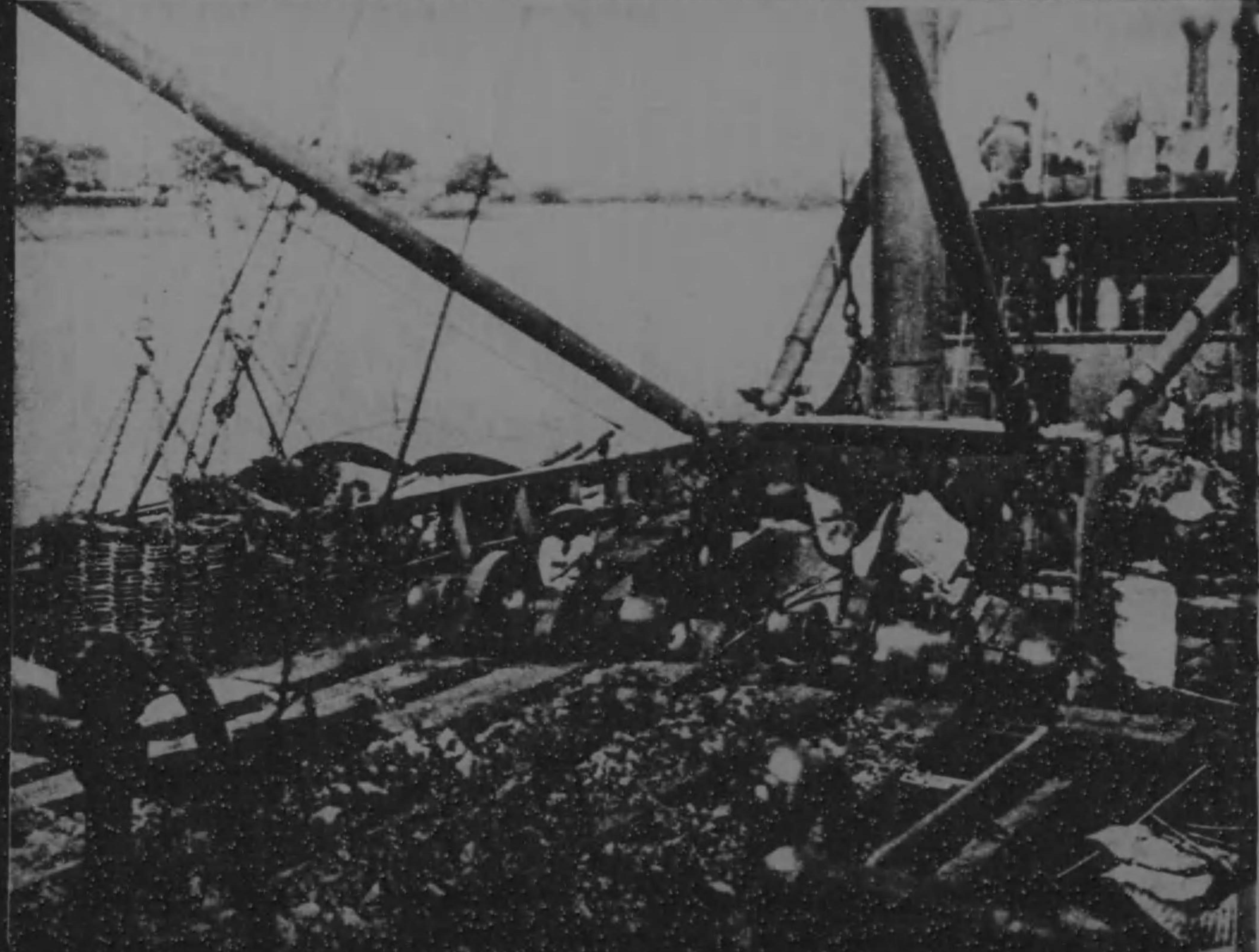
本邦第一の棉花栽培地としての外港人の努力



上図は海南島の自動車(海口大英山麓)
下図はハノイにて鉄道駅の状況



阿里山の集材
左下は八仙山の運材
右下は太平山の伐木



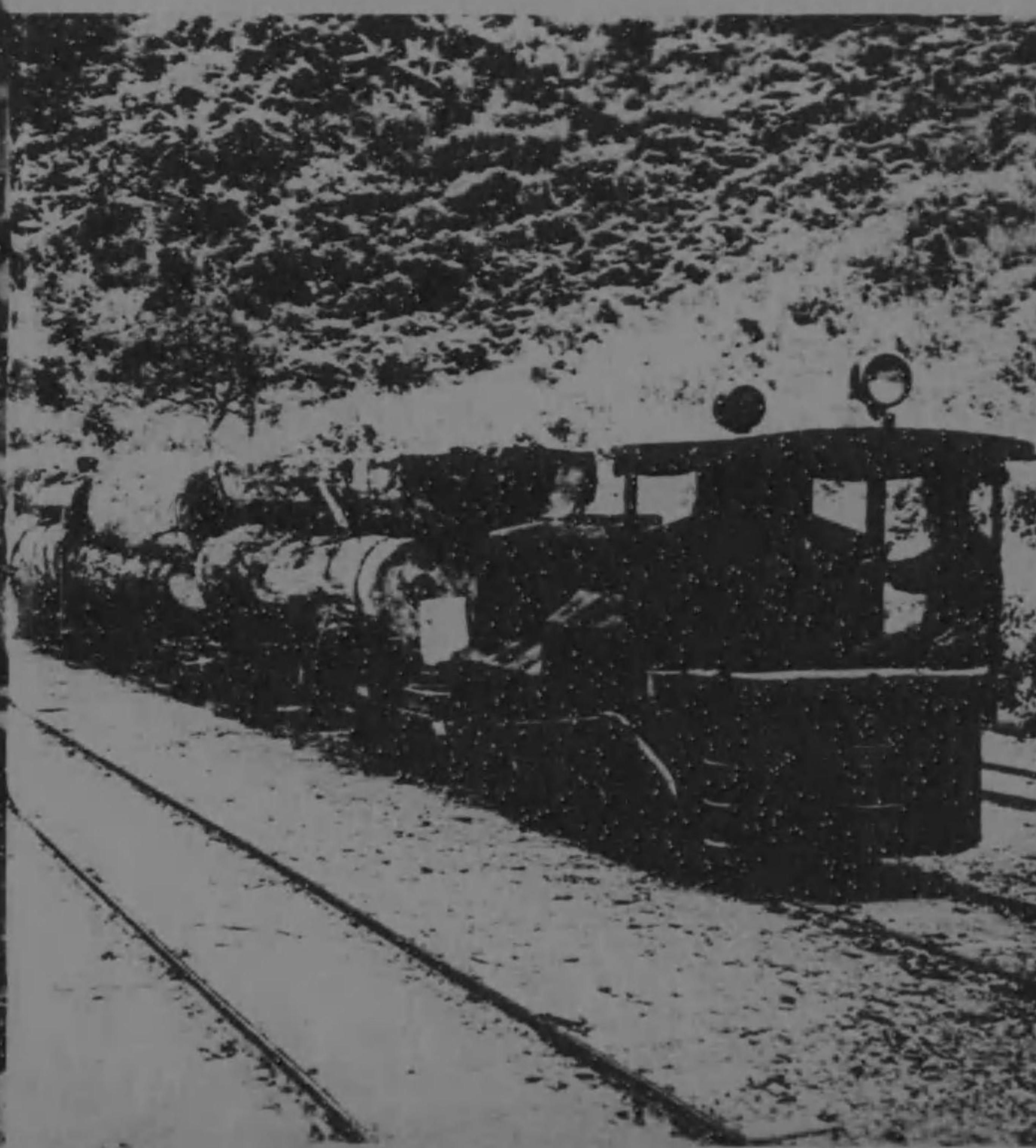
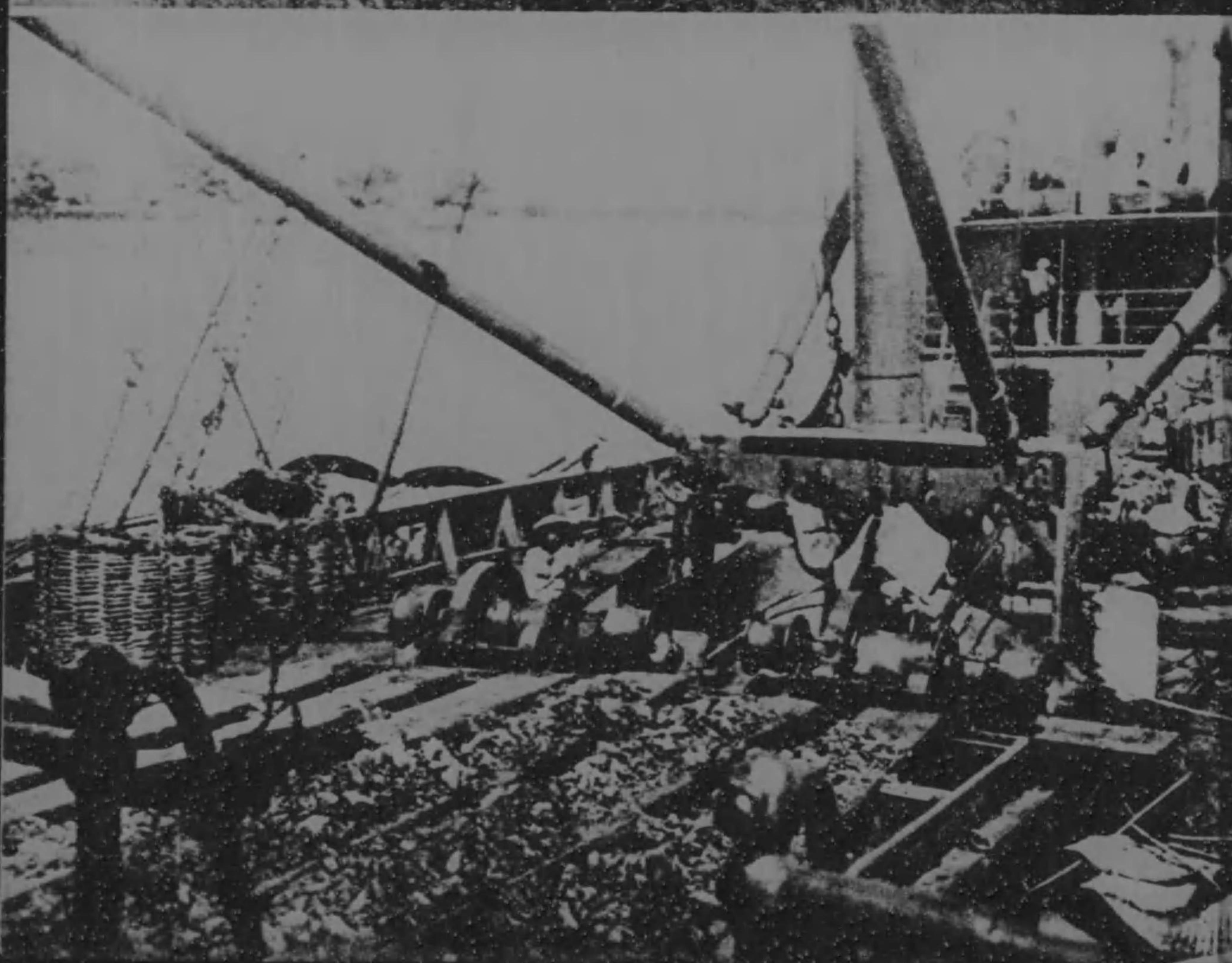
阿里山の集材

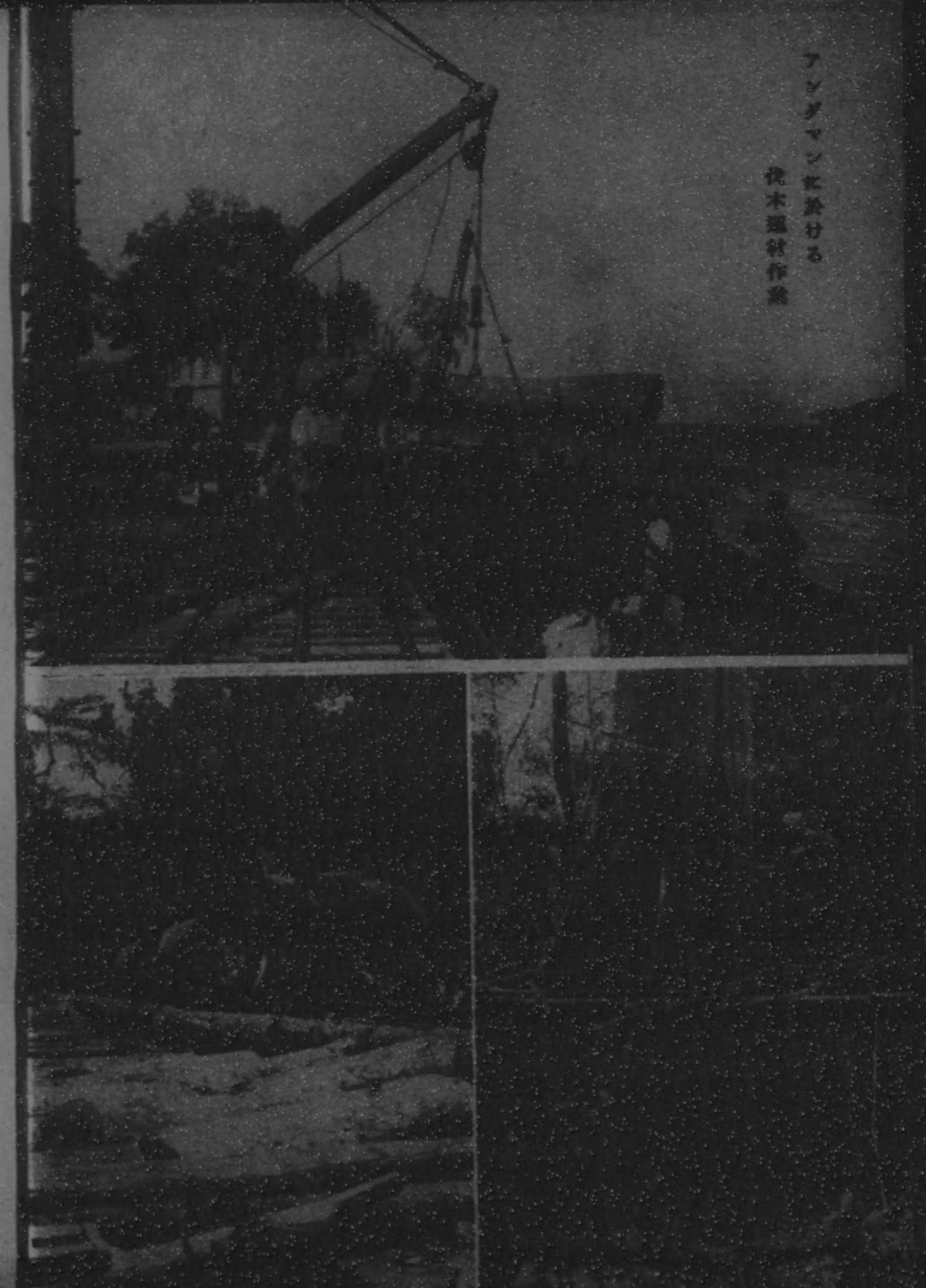
左下は八仙山の運材

右下は太平山の伐木



上図は旗南島の自動車(海口大英山麓)
下図はハイウェイで倒木片の状況





目次

第一章 當社の機構並に經營	一
一 當社の特殊機能並に組織	一
二 當社營業の地域と項目	二
三 當社の資金並に投資額	三
第二章 社有地經營並に干拓開墾事業	五
一 社有地の經營	五
二 干拓事業	六
三 開墾事業	七
第三章 栽培造林事業	八
一 棉花栽培事業	八
二 各種栽培事業	九
デリス 苷麻 煙草 紅茶 其他	九
三 造林並に芭蕉纖維事業	一
桐 相思樹 ナタール・バータ 規那 芭蕉纖維	一

アンダマンに於ける

伐木運材作業



目次

第一章	當社の機構並に經營	一
一	當社の特殊機能並に組織	
二	當社營業の地域と項目	二
三	當社の資金並に投資額	三
第二章	社有地經營並に干拓開墾事業	五
一	社有地の經營	五
二	干拓事業	六
三	開墾事業	七
第三章	栽培造林事業	七
一	棉花栽培事業	八
二	各種栽培事業	九
デリス	苧麻 煙草 紅茶 他	
三	造林並に芭蕉纖維事業	

第四章 移民事業及び貸付事業

- 一 内地人移民事業
- 二 本島人移民事業
- 三 農民訓練所の事業
- 四 支那人労働者取扱事業
- 五 拓殖關係貸付事業

第五章 研伐事業

- 一 各事業地の概況
- 二 各事業地の施設
- 三 各事業地の生活狀況

阿里山 太平山 八仙山 墾蘭山 鹿場大山

第六章 鑛業及び工業

- 一 化學工業
- 二 石炭採掘事業
- 三 石綿採掘加工事業
- 四 稀元素工業

第五章 其他の各種鑛工業

第七章 南支に於ける事業

- 一 廣東に於ける各種事業
- 二 水道事業 造船廠工業 其他の事業

第八章 香港に於ける各種事業

- 農林事業 畜產事業 移民事業 運輸事業 製水事業 建築事業 研伐事業

第九章 香港に於ける各種事業

- 一 畜產事業 採鑛事業 栽培事業
- 二 水道事業 採鑛事業 栽培事業

第十章 佛領印度支那及び泰國に於ける事業

- 一 當社佛印進出の事情
- 二 各種鑛石採掘輸出事業
- 三 農業及び研伐事業
- 四 米 棉花 亞麻 黃麻 研伐事業

第十一章 馬來スマトラに於ける事業

三

四

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

二

一 馬來に於ける事業	三七
米作事業 畜産事業	
二 スマトラに於ける米作事業	三八
三 アンダマン諸島に於ける事業	三九
第十章 東印度諸島に於ける事業	三九
一 巴哇及び小スンダ諸島に於ける事業	三九
製油事業 譲譲栽培事業 規那事業 タビオカ栽培加工事業 化學工業 畜産事業	
二 セレベスに於ける事業	四一
畜產事業 製鹽事業 棉花栽培事業	
三 ボルネオに於ける事業	四二
農事試驗場 移民事業 マニラ麻栽培事業 米作事業 單寧事業	
第十一章 比律賓に於ける事業	四三
棉花栽培事業 蔊麻事業 麻類生產事業 米作事業 硫黃採掘事業	
第十二章 關係會社の大要	四四

第一章 當社の機構並に經營

我が臺灣が内地依存の舊態を改め、獨自の立場で飛躍的發展を遂げねばならぬことは夙に識者の提唱するところであつたが、それを具體化する方策が樹立されたのは昭和十年のことである。即ち同年の秋開かれた熱帶產業調査會に於て、島内の拓殖事業と併せて、南方發展の樞軸となる官民協力の特殊機關を設立すべきことが答申されたのである。總督府に於てはこの方策に従つて具體案を練られ、翌十一年五月、第六十九特別議會に臺灣拓殖株式會社法案を政府案として提出され、兩院の協賛を経て六月三日、法律第四十三號として公布された。そして七月三十日、勅令を以て同施行令が公布され、次いで政府の任命された設立委員が會社設立に當り、十一月二十五日、東京に於て創立總會を開催して茲に臺灣拓殖株式會社の成立を見、十二月五日臺北に於て業務を開始し、特殊機能を有する國策會社として發足したのであつた。

一 當社の特殊機能並に組織

當社の特殊機能として第一に挙げられるのは増資の特例で、商法の規定によらず株金全額拂込前でも増資することが許されてゐる。第二は社債の特例で、拂込まれた株金額の三倍を限度として臺灣拓殖債券の發行が許されて居り、しかも株主總會の特別決議に依る必要がない。そして第三は配當金の特例で、民間株の配當が年六分に達するまで、政府所有株に對し無配當でよいことになつて居る。しかし當社はこれと同時に政府の監督を受けてゐる。即ち社長、

副社長及び理事は主務大臣認可のもとに臺灣總督によつて任免され、當社の業務は總督の任命する監理官によつて監督されてゐる。また利益金や重要財産の處分、支店または出張所の設置、資金の借入などについては總督の認可を受けるが、資本の増加、社債の發行、合併及び解散、定款の變更などについては、總督を經由して主務大臣の許可を受けることになつてゐる、また當社の決議についても、違法または非公益的と認められるときは、總督がそれを取消すことが出来るのである。

次に當社の組織について概略を記すと、本社は社長室と、總務、拓務、南方第一、南方第二、及び林業の五部に分れてゐる。そして社長室には秘書、人事、電信、調査、及び鋪業の五課があり、別に検査役を設けてある。次に總務部には、文書、物資、營繕、經理、及び主計の五課があり、拓務部には土地、拓殖、及び企業の三課がある。次に島外の事業については南方の二部がある。即ち南方第一部は香港以外の南方占領地域を管掌し、これに第一と第二の兩課を置き、第一課は農業、第二課はそれ以外の事業を分掌してゐる。そして右以外の地域を管掌するのが南方第二部で、これに第三と第四の兩課が置かれ、南支、香港、及び海南島の全地域を第三課、泰國と佛印を第四課が分掌してゐる。また林業部には、庶務、作業及び鐵道の三課を設けてある。また各地には支店を設けてあり、國內では東京、臺中、臺南および高雄、南支では廣東、海口および檳榔、南方では河内、西貢、雞谷、昭南、ジャカルタ及びマカッサルの十三箇所が支店所在地である(一部手續中)。また新竹、花蓮港、臺東、嘉義、羅東、豐原および香港の七箇所には出張所を設け、マニラ、海防、バダン、クチンの四箇所には事務所を置いてある。尙島内には三德鋪菜所と苧麻事業所を置き、島内および南方各地には各事業所を設けてある。

二 當社營業の地域と項目

當社は設立の趣旨に明かなる如く、臺灣島内の產業開發と併せ、南支及び南洋に於て拓殖並にこれに關聯する事業を營むことになつてゐる。従つて營業地域は事實上廣汎で、現在のところでも南支、佛領印度支那、泰國、比律賓の各國を始め、ボルネオ、セレベス、ベリ、ロンボック、ジャワ、スマトラ、アンダマンの諸島並にマライ半島に及び、内南洋を除く大東亞南方圏の殆ど全部に亘つてゐる。

次に當社の營業項目は、勅令によつて左の如く定められてある。

- 一 拓殖のため必要な農業、林業、水産業及び水利事業
- 二 拓殖のため必要な土地(並に土地に關する権利)の取得、經營及び處分
- 三 委托による土地の經營及び監理
- 四 拓殖のため必要な移民事業
- 五 農業者、漁業者、或は移民に對しての、拓殖上必要な物品の供給、またはその生産品の買取、加工、或は販賣
- 六 拓殖のため必要な資金の供給
- 七 以上各號の事業に附帶する事業
- 八 以上各號以外に、拓殖のため必要な事業

三 當社の資金並に投資額

當社創立當初の公稱資本金は三千萬圓、六十萬株で、内半數は現物出資による政府の持株、残りの半數を民間から

公募したのであつた。政府の現物出資は田、畑、養魚池などの官租地一五、〇四一甲で千五百萬圓全額拂込、民間株は四分の一拂込であつた。その後民間株については昭和十四年三月に第二回、十六年四月に第三回の拂込を徵收し、十七年四月第四回の拂込を完了した。しかし當社の事業は後に記述する如く發展充實し、今次聖戰に於ける皇軍の赫赫たる戰果について南方建設に對する協力の任務も益々増大したので、同年九月一日倍額増資を行ひ、政府は造林以外の舊營林所に屬する研伐事業と、二、六一甲餘りの官租地とを現物出資して三十萬株を引受け、残りを民間株主に割當募集した。この増資株も昭和十八年四月第二回の拂込を終り、現在の公稱資本金は六千萬圓、十八年度末に於ける拂込資本金は五千貳百五拾萬圓である。

このほか當社に於ては昭和十四年から十七年まで政府保證の下に毎年一千萬圓づゝの社債を發行し、内八〇萬圓償還して社債現在額は三、九二〇萬圓である。社債は尙十八、十九兩年度に四千萬圓發行することになつてゐる。

次に、各方面に亘る當社の投資額を十七年度末現在で見ると、總額一〇二、八四一、三〇〇圓にのぼつてゐる。そしてこれを事業別にすると、

— 林業（土地經營、開拓、開墾、栽培並に林業等）	四三、一七二、一六四圓	四三・九%
— 工業（金屬、織、ベルブ、織維、機械器具、化學、及び食料品工業）	二六、四七七、七三〇圓	二五・九%
— 銀業（石炭、鐵、クローム、石綿、爐灰石、石油、及び其の他の鑄業）	二六、一五三、二〇〇圓	一五・五%
— 農業（臺灣畜產與農業並に海南島投資）	二、九三〇、六〇〇圓	二・九%
— 交通業（自動車及び倉庫業）	二、一三六、八〇〇圓	二・一%
— 商業（苦櫟鐵業及び廣東事業並に投資）	一、八六三、五三三圓	一・八%
合計	一〇二、八四一、三〇〇圓	一〇〇・〇%

といふ割合である。この他南方占領地域に相當莫大なる支出あるも、今姑く此の數字に觸れない。

第一章 社有地經營並に開拓開墾事業

當社の事業經營に當つて最も基本的なものの一つは政府出資による社有地の經營で、社有地は現在一六、八八三甲あり、その經營狀況は次の通りである。

一 社有地の經營

まづ州別にすると臺南州下が最大で七、一四〇甲（一甲は一町弱）、臺中州がこれに次いで四、五九三甲、其の他は高雄、臺北、新竹の順で、以上全部を通じて、水田が九、四〇一甲で五六%，畑地が六、二三四甲で三七%，其他が一、二四七甲で七%である。そして其他の中には養魚池と原野が二九%づゝあり、残りの四二%が雜で、雜の中には用惡水路、道路、牧場その他が含まれてゐる。これらの社有地については一筆毎に地味、耕作、水利その他の各條

件を照合し、また隣地や類似の土地と比較して等級を定め、それぞれの小作料を適正に賦課してゐる。小作料は金額で、納入の成績は頗る良好である。貸付契約期間は三年に定めてゐる。固より當社としては絶えず土地改良を行ひ、増産を目指して土地の管理と經營に力を注いでゐる。

二 千 拓 事 業

農産資源の開發、耕地の擴充増成を圖るため當社は千拓事業を設立使命の一つとし、創立早々中南部西海岸の海埔約二萬甲の調査に着手し、昭和十二年度から十年計畫によつて千拓に當ることになり、第一期事業として臺南州の新港に七〇四甲の千拓工事を起し、幾多の困難を克服して十七年七月完成を見た。これよつて獲得された耕地は五一二甲で、一部を直營農場とし、別に試驗農場を設け、千拓地利用法を研究すると共に小作人の耕作指導に當つてゐる。そしてこれ以外の大部分は小作地として貸付けてゐるが、最初の六年間は鹽拔や土地改良のために夏期中間作として水稻、後作として甘藷を連作させ、七年目から輪作を行はせる豫定である。これに續いて、新港に於ては一六二六四甲を造成する八箇年繼續の第二期工事に入る豫定で既に十六年度から準備工事に着手して來たのであるが、土地の状況が頗る困難となつたので、環境の好轉するまで一時この工事を中止することになつた。

右のほか同じく臺南州下に於ては、嵙背及び海口附近の開墾事業と併せて、昭和十六年度から海面六千甲弱の千拓工事に着手した。これは大日本製糖株式會社との共同經營で九箇年の繼續事業であつたが、着手後もなく大東亜戦争の勃發に際會し、資材の節減と工事速成の必要に迫られた。故に計畫を變更して面積を陸地寄りの一、四二九甲と

し、七箇年の繼續事業に改めた。そして北寄りの四九六甲については、潮止外堤と灌漑排水工事を既に大略完成し、その一部分は昭和十九年第一期から水稻を作付の豫定である。

三 開 墾 事 業

次に千拓と並んで重要なことは十數萬甲に及ぶ官有林野中の不要存置林野の開墾で、これは當社に課せられた任務であると共に時局利益を強化さるべき重大事業である。故に當社は創立以來各地に賣渡、貸渡、貸付などによつて許可地を獲得し、これを開墾して來た。現在のところ許可地は全島二十七箇所で總面積一〇、四七二甲、これを州廳別にすると臺東廳が三、三七一甲、花蓮港廳が一、〇四六甲、臺南州が一、八九九甲、新竹州が一、四一六甲で以上いづれも四箇所づゝ、其他は臺中州が八箇所、高雄州が二箇所でいづれも千甲餘、臺北州は一箇所で五百甲餘である。またこれを種類別にすると、貸渡が最高で六千甲餘、豫約賣渡と貸付が千三百甲内外、豫定存置が九百甲餘、残りは賣拂その他である。而してこれらの許可地は、開墾が完了するにつれ大部分を小作に付して水稻その他の作物を栽培させ、一部分は直營を以て棉花、苧麻の如き重要作物を栽培し、また後に記す如く移民を入植させて經營に當つてゐる。尙このほか以前からの出願が全島に亘つて四十六箇所に及び、その總面積は三三、五八一甲にのぼつてゐる。

第三章 栽培造林事業

當社には社有地と並んで直營の事業地がある。總面積一三、六三七甲で、島内十五箇所に散在してゐる。最も廣い

のは臺南州嵩背事業地で一、四二九甲、それに亞ぐのが臺南州新化事業地で一、九四〇甲である。これら以外では花蓮港廳大里及び鶴岡、臺東廳新開園、初鹿、萬安及び都蘭、新竹州獅潭及び臺南州新港の八箇所が平均九三四甲、これらよりも幾分小さいのは長良、銃櫃、落合、新武呂、池上の各事業地である。いづれも概して山間僻地で急傾斜をして居り、農耕地としては從來顧みられなかつた所である。従つて經營には幾多の困難が伴ふが、主として移民に開墾させ、比較的傾斜の緩い所には棉花、苧麻、甘藷などを栽培し、急な所には桐、相思樹、ナタール・パークなどを造植してゐる。そして各事業地を通じて既に開墾し或ひは利用してゐる土地は五千甲餘、これ以外に尙二千甲以上が開墾可能である。また造林を終つた土地は二百十三甲、造林豫定地は四千六百甲以上である。

一 棉 花 栽 培 事 業

棉作は本島に於ては明治三十五年總督府で試作されたのが最初で、民間に於ても臺灣棉花栽培組合が、布哇のカルボニカ種や、昔蘭人が恒春地方に植ゑたペルビアン種を栽培したのであるが成功の域に達しなかつた。しかし總督府ではその後も撓まず試作を續け、特に昭和六年からは臺南の州立農業試驗場に於て耕種法の研究や適種選擇が行はれた。かくて昭和九年から三年計畫で各地に指導圃を設けて試作した結果、遂に本島棉作の有望なことが認められ、品種としては西部に於ては米棉系エクスプレス種、東部に於ては埃及系臺東サケル種が採用されることになり、總督府としても愈々本島の棉花增産に乗出されることになつた。當社は之に即應し、且南方棉作事業發展のために資本金三百萬圓を以て仔會社臺灣棉花株式會社を設立して事業の發展を圖ることになつた。現在當社は臺南州嘉義と臺東に繩

綿工場を設けて本島の棉花開發に努力すると共に、嘉義に直營圃を持ち、臺南州新港に事業地を經營してゐる。またそれと共に同社は全島に亘つて棉作の指導獎勵に當り、全島の實棉を一元的に買入れて繰綿と綿販賣に當つて居り、棉實油その他の植物油の製造販賣をも目的の一つとして居る。かくて同社は着々堅實な發展を遂げつゝあるのみならず、後に記す如く南方に於ても亦その優れた技術を以て纖維資源の增産に邁進しつゝある。當社としても亦臺東廳下の初鹿、都蘭、新聞園及び萬安の各事業地に於て十三年度から移民に栽培させて來た。しかし最初の三四年は成績が思はしくなかつたので、十七年度には七〇甲に亘つて移民に依る栽培を奨励し、別に一〇甲步の直營指導圃を設けた。しかしそれにも種々障礙があつたので、十八年度には各事業地に三甲程度の試作指導圃を設けて移民に栽培させてゐる。而して當社としては、主として右の臺灣棉花株式會社をして島内及び南方に活動せしめてゐるのである。

二 各 種 栽 培 事 業

當社の事業地に於て栽培中の作物はいづれも適地に選擇されたもので、その状況は次の通りである。

一 テリス これは農作物や家畜の殺蟲劑、毛織物の防蟲劑、醫藥或ひは防蟲塗料に極めて有效であるので、昭和十三年臺東廳池上事業地に試作苗圃を設けた。そして翌年から池上と同廳新武呂の事業地で本格的に栽培してゐる。當初は技術上種々の點に於て研究を必要とし、且暴風雨や水害のため全滅の厄に遭つた年もあつたが、現在では栽培についても、また採算の上からも充分確信を持つに至り、これを農業藥品として企業化するやう計畫中である。

二 苧麻 昭和十三年花蓮港廳の鶴岡事業地で一三〇甲栽培したのであるが、その後暴風雨の被害によつて荒廢し

た。暴風雨はその後十四、十五の兩年も同地を襲ひ、十六年には旱魃あり、移民の中にも退去するもの續出して經營に苦心を重ねたが、その後銳意努力した結果、鶴岡に於ては今後兩三年内に二〇〇甲栽培完了の豫定である。また同處大里事業地に於ても十四年以來事情は右と同様であつたが、十八年度からは年々三五甲を新植し、全部で二一〇甲作る豫定である。苧麻については軍の要望大なるものがあるので、右以外十七年には花蓮港瑞穂に苧麻綿試験工場を設けて、剥皮困難な苧麻莖から直接製綿する試験に當らせてゐる。また今後は花蓮港廳下に一〇〇甲以上の自營栽培を行ふと共に、六〇〇甲を目標として一般耕作者に栽培させ、優秀苗の配給、肥料の斡旋、資金の前貸、栽培の指導などに當ると同時に、生産生莖を買取つて剥皮採織し、短莖及び剥皮屑を特殊方法で處理して製綿加工する計畫であり、そのため右の試験工場を整備して苧麻事業所を設けることになった。

三 煙草 花蓮港廳長良事業地では十四年七月から黃色葉煙草栽培に着手し、その年は二八甲、翌年からは年々五四甲栽培してゐる。乾燥室も現在三十五棟あり相當好成績を挙げて居るが、更に水利施設が完成したので今後は益々耕地の擴張を計り、發展を見る豫定である。

四 紅茶 累年相當の額にのぼる輸入を防ぐ目的で昭和十四年總督府に於て紅茶増產計畫を樹てられたので、當社もそれに應じて臺中州銑欒事業地でその年から準備に取りかゝり、將來二〇〇甲を目標に苗圃並に本園の育成に當つて來た。製茶も十七年八月には相當の成績を挙げ、近い將來更に増産し得る見込がついてゐるが、決戰下の生產計畫は本事業に再検討を要することとなり、新植は十八年度四〇甲の植付を以て當分据置くこととした。

五 其他 以上のほか、昭和十四年から新港の干拓地で水稻の栽培を始めた。最初は鹽分も強く見るべきものがな

三 造林事業並に芭蕉纖維事業

造林は現在左の各種について行つてゐる。

一 桐 古くは本島固有の臺灣桐(高山桐、低山桐)や九重桐が各地にあり、殊に新竹から臺中へかけての山地一帯には自然林があり、巨大な良材の伐採されたことがある。最近に於ては民需のみならず軍需としても極めて重要であるので、當社では臺中州銑欒事業地に於て十四年度から着手して二十一年度までに一六〇甲、また獅潭に於ては十八年度から六年計畫で三五〇甲植栽の豫定である。

二 相思樹 全島の平地に繁生するこの樹は、薪炭、杭木、枕木などに使はれるほか樹皮は單寧資源となり、且豆科植物の特色として土地改良に役立ち、併せて防風、土砂抑止、水源涵養等にも利用できるので、當社では十六年度から七年計畫で臺東廳下の事業地五七五甲に植栽を始め、また十八年度からは新竹州獅潭事業地に六年計畫で二二一五甲、臺中州銑欒事業地に四年計畫で一一七甲、花蓮港廳鶴岡事業地に十年計畫で五〇甲、臺南州新化事業地に六年計畫で一、〇八五甲を造林することになり、目下進行中である。

三 ナタール・バーク 從來南アフリカから輸入されてゐた最も良質な單寧材料で、總督府に於ては昭和九年から植栽試験に着手され、適地選定の上十二年度に五百甲の造林計畫を樹てられた。當社でもこれに順應して、十三年度

から臺東廳下の蕃地で合計三〇甲植栽にかかつたが立枯れや蟲害が多く、殆んど全滅した。そこで十四年度は直營によつて同廳初鹿事業地の一部に一〇甲、翌年は直播造林を一五甲實施した。その發芽率七〇%、約一箇月で一二寸伸びたがその後の生長悪く、あらゆる手段を盡したがこれもつひに廢耕の已むなきに至つた。次いで十七年には試験的に移植造林を行つたが活着思はしからず、蟲害も甚だしく、これ亦廢耕の憂き目を見ることになつた。過去四年に亘り延面積六〇甲に及ぶ慘憺たる苦心も斯くて遂に水泡に歸した。しかしナタール・パークを必要とする國策には變りがないので、十八年度は臺中州統櫃と新竹州獅潭に五甲づゝ新植し、その成績を見た上で更に増植の豫定である。

四 規那 本島に於ては明治三十四年移植試験を行つて以來、大正中頃には各企業家の進出あり、高雄州下のライ社と臺東廳下の知本には星製藥株式會社の事業地があつた。當社では本事業の重要なに鑑み、昭和十三年八月、同社從來の投資に係る造林地を現物出資とせしめ、其の約倍額の現金を當社から出資して資本金一百萬圓の星規那產業株式會社を設立し、右の事業地に當社の豫定地を加へて事業に着手した。その後事業地は擴大し、現在では高雄州、花蓮港及び臺東兩廳下に亘つて二二、四一三甲を經營中で、現在のところ植付の完了したのは七三七甲、事業投資額は十七年度末で一六一萬圓にのぼつて居る。大東亞戰爭によつて南方の資源が拓かれた今日に於ても、本島に於ける斯業の重要性に變りが無いので、その栽培管理を行つてゐる。

五 芭蕉纖維 島内に豊富な芭蕉の莖が製紙や織物またはロープの原料纖維として價値あるを認め、十二年中に基礎調査を了へ十三年末から着手した。即ち臺中高雄兩州の青果組合との連繫事業として企業化することになり、足踏採纖機五百臺を作つて生産者に配布し、この年度に先づ二千五百斤の纖維を獲得した。次いでその翌年は動力式採纖機を配置し、足踏採纖機も更に五百臺配布して生産を獎勵し、十五年には粗纖維採取割製器を考案作製して生産者に配布し、增産に努めた結果非常な好成績を得た。かくて十六年には芭蕉纖維販賣制限規則が府令を以て公布され、當社が全島の纖維を一元的に取扱ふことになつた。しかし十六年度は暴風雨のため生産が激減し、十七年度は更に減じたので、十八年度は一定の目標を定めて生産に努力し、現在のところ好成績を收めてゐる。殊に最近では島内に製紙及び製綢事業が發展して來たのみならず、これを織布に利用することが考案されて居るので、それに適した纖維の増産供給を計畫中である。

第四章 移民事業及び貸付事業

當社では右の拓殖事業と並んで、創立當初から移民の招致、指導に力を注いで來た。それは後に記す如く南支に於ても實施してゐるが、本島に於ては西部に内地人、東部に本島人の移民を入れて指導してゐる。

一 内地人移民事業

まづ西部に於ては昭和十三年九月、臺中州下の名間庄に一九戸、五七名を内地から入れて新高村を開發した。また十四年十月には同じく臺中州清水に一五戸三三名を入れて昭和村を創設した。いづれも官營の移民村に準ずる保護を與へて順調に發展して來たのであるが、昭和十七年に至つて風水害があり、特に新高村では四年に亘る勞苦のあとを根こそぎにされた。しかし同所は割當面積一一〇甲の殆んど全部が開墾済なので、目下更生策を考慮中である。次に

昭和村は割當面積九四甲で、これもほど開墾を終り、内約七〇甲が田、九甲が畠、残りが宅地である。現在は人員も増加し、經營も順調に進んでゐる。

二 本島人移民事業

次に東部に於ては、鶴岡、都蘭、初鹿、萬安、新開園の各事業地に合計二八五戸、一、一九四名の本島人を昭和十三年に入植させ、その翌年は大里事業地に八七戸、四三〇名を入れて既述の如き栽培造林事業に從事させてゐる。入植については一戸當り招致費一五圓、風土病治療費一〇圓、家屋施設費一〇〇圓の補助を與へるほか、船車割引券を交附して保護助成に努めてゐる。

三 農民訓練所の事業

かくして内臺の移民を育成すると共に、昭和十七年新港干拓地に訓練所を設け、三倍に餘る應募者の中から二十一名を嚴選し、四月十八日開所式を舉行した。同所では先づ農業に關する基礎學科を授け、實地指導に於ては六甲歩に及ぶ干拓地の改良に挺身せしめ、つゞいて水稻を植付け、また甘藷や落花生の栽培、棉花の栽培などについては特に周到に指導して實習に當らせると共に、その實習を通じて絶えず精神的訓練に努めた。次いで當社南方要員の訓練が必要となつたので、目下南方要員を順次収容して訓練を續けてゐる。

四 支那人労働者取扱事業

支那人労働者の本島移入については、明治三十年乃木總督の時製茶工に對する入國許可令が出、ついで契約移民として土木工を入れる取締規則が三十一年に公布されたのであるが成績思はしからず、三十七年になつて新たに清國労働者取締規則が公布され、當局の指定する支那人労働者取扱人を通じて入國が許可されることに改められた。その取扱人は最初は南米移民大陸殖民合資會社、ついで同社から分立した臺華殖民合資會社に獨占的に指定され、それが大正四年合資會社南國公司と改稱したのちも尙繼續された。而して昭和十五年六月、總督府の許可によつてその業務を當社が引継ぐことになり、十六年十一月基隆駐在員事務所を當社支那労働者基隆取扱事務所と改稱し、多少の業務も遂行した。

五 拓殖關係貸付事業

島内移民と關聯して貸付事業を概説すると、貸付金總額は十七年度末一九萬九千餘圓、この内移民關係が約三〇萬圓、これを十八年六月末現在で見ると三三萬圓弱である。以下六月末現在で調べると、從來の貸付累計は七二萬圓強で口數二十一、最高二七萬圓、最低三千圓で貸付先是煙草耕作組合、信用販賣利用組合及び移住組合八箇所、合計十箇所である。この内既に完済したのが四口あるので現在は十七口になつてゐる。以上が純粹の移民貸付であるが、このほか果樹、苧麻、烟草などの耕作資金として個人名義で貸付けたのが累計一〇九萬圓弱あつた。これは最高一〇萬

六千圓、最低五千圓で合計十五口であつたが、内十一口は完済を見て残りは四口、二〇萬圓強である。これを上記の移民貸付に加へると、約五三萬圓の貸付が現存するのである。貸付に當つては拓殖資金は生産物擔保、移民貸付は連帶無擔保、利子は出来るだけ低率にし、償還は定期または年賦で、特に移民に對しては五年以下の据置期間を設け、二十年以内の年賦償還を原則としてゐる。

第五章 研伐事業

既に記した如く當社では昭和十七年九月、政府から研伐事業を引継いで經營してゐるが、蓄積量は針葉樹だけでも相當の數量に上り、附帶設備も亦極めて宏大である。

一 各事業の概況

事業地は次の三ヶ所、別に近く着手するのが二ヶ所である。

一 阿里山 嘉義の東方七二杆、新高山麓の一支脈たる阿里山山脈の中程に位し、面積約三萬二千陌、平均標高一千三百米、地質は第三紀水成岩で谿谷多く、所によつては断崖をなして居る。その天險を征服し、百十五の橋渠と六十九有餘のトンネルを作り、嘉義に至る七二杆の森林鐵道が完成されたのは大正元年の末であつた。嘉義から約二十七杆の間は熱帶林で、獨立山の螺旋式線路を越えると暖帶林に入り、これが約三十五杆に及んでその上が温帶林になつてゐる。そこには幾千年を経た巨木が鬱蒼と茂り、各種闊葉樹のほか優良な針葉樹が多く、中でも扁柏、紅檜、亞杉、これら三ヶ所の高低差は千二百米に及んでゐる。

二 太平山 羅東の西南約五十三杆の蕃地、面積約六萬五千陌、海拔約二千米の原生林で、蓄積量は阿里山を凌ぎ、全島一である。扁柏と、それに亞いで紅檜が最も多く、香杉、亞杉、梅、唐檜も多量であり、闊葉樹も少くない。伐木、造材、集材、運材とも阿里山と同様であるが、ここには徑間一千米前後の複線の自動架空索道が三ヶ所あり、これら三ヶ所の高低差は千二百米に及んでゐる。

三 八仙山 豊原の東方、ルビン山、キルン山、八仙山一帯、それに大甲溪の兩岸を合はせた二萬七百陌に及ぶ全地域がこれで、最も蓄積量の多いのは扁柏及び梅、これに亞ぐのが肖楠、紅檜、松、香杉の順序である。出材の樹種から見ると八割以上が扁柏、残りが梅、紅檜、松、香杉などである。他の事業地と較べてこゝの樹は若くて高く聳えて居らず、概して根を低く張つてゐて、根上り、蓮根、空洞などの瑕が少く、木材としての素性は良好である。作業は他の場所と同様であるが、運材のためにはここにも自働架空索道が三ヶ所あり、そのほか二千米に及ぶ三段のインクラインが設けられてある。その高低差は約一千米、これによつて山地軌道と接続してゐる。事業地は約八千尺の高地、そして八仙山の名もこの標高に由來するのであるが、北港溪を距てゝ守城大山および霧社の山嶺に向ひ、新高山以下の連峰を仰ぎ、日月潭を望む風光明媚の地である。これまで大甲溪左岸を伐採したのであるが、近く右岸大雪山方面的森林も開發する計畫である。

四 棲蘭山 かくして既設事業地では最大能力を發揮して時局の要望に應へつゝあるが、増産に次ぐ増産の要求に對しては新地域の開拓を必要とするので、十八年度から新たに着手したのが棲蘭山と鹿場大山である。棲蘭山は太平山事業地の北方、濁水溪の左岸、大溪、文山、宜蘭、太平山の各事業區に跨る一萬三千陌の森林で、鞍部の標高約千三百米である。利用可能な針葉樹の中では扁柏が最も多く、紅檜がこれに亞ぎ、あとは母、肖楠、香杉などである。この山の開發についてはまづ濁水溪を横断する電動架空索道を架け、更に徑間一千米内外の自動架空索道を二ヶ所新設し、山地軌道はまづ四・七〇杆、次いで六杆敷設し、またそれに應ずる機關車、貨車、台車、集材機その他を、目下着々準備中である。

五 鹿場大山 新竹州竹東から約四十杆、背後は八仙山事業地に接する奥地で運材に不便であるが、現下の事情は鐵道の敷設を許さぬため、労力による集材を計畫してゐる。即ち竹東井上間の既設道路を利用してこれに續く二杆半の自動車道路を新設し、その終點から直ちに複線式自動索道によつて四百米上昇し、そこから五杆半に近い山地軌道を敷設するのである。針葉樹の分布は、標高凡そ千六百米から一千五百米の間にある。目下施工中で、十九年度から出材開始の豫定である。

二 各事業地の施設

各事業地には上記の如く鐵道あり、索道あり、各種の機械あり、あらゆる設備が具はつてゐる。新設事業地二ヶ所を除き從前からの三ヶ所について通算すると、鐵道は總計二三七杆、内三八杆弱が營業線、一二七杆弱が準營業線、

局線からの引込線が二杆弱、そして森林内の運材線が一〇〇杆強に及んでゐる。次に車輛は總計一、三四四の多數にのぼり、内機関車六七輛、客車三〇輛で残りは運材台車と貨車である。また集材機は總計二六基、修理工場五ヶ所、貯木場の設備としては起重機六、積込機二、架空式鐵索橋一である。このほか各事業地には製材工場があり、また各地を通じて事務所七棟約五百六十杆、社宅七八棟約三千坪である。そして阿里山については嘉義出張所、八仙山については豊原出張所、大平山並に新設の棲蘭山については羅東出張所があり、鹿場大山については近く竹東出張所が設けられることになつてゐる。これらの出張所及び本社を通じて林業部關係の社員は現在一二三名、雇員以下從業員は二、四六〇名で、合計二千六百に近い人々が研伐のため活動してゐる。

三 各事業地の生活状況

社員並に從業員の數は右の通りであるが、大部分が現場に居るため各地に山村が出來、またそれに伴ふ一般居住者もあり、三事業地の戸數は現在三、三五五の多數にのぼり、總人口は九、八七四名に及んでゐる。その中で最も多いのは阿里山で、右の戸數の五五%、人口の五七%を占めてゐる。それに亞ぐのが太平山で戸數人口共に總數の二八%であり、残りが八仙山である。人口が右の如く合計約一萬にのぼるだけに就學兒童も多く、各事業地に五つの學校を設けてある。また醫療機關及び物資配給機關を整備して居る。

第六章 鑛業及び工業

當社は農林事業の經營に當ると共に、鑛工業に對しても創立の當初から多大の關心を持ち、昭和十二年の冬、後に記す如く佛印の鐵鑛石採掘に着手し、十三年には化學工業に進出することになった。

一 化學工業

當社の化學工業は農產物を原料とするので南部に於て起業の必要あり、~~闇~~の地を選んで工場の建設に着手したのは十三年十月一日であつた。そして十四年八月愈々作業を開始し、時局と共に擴張を爲し、遂に十八年三月一日、これを分身獨立せしめ、大日本麥酒株式會社の參加を見て茲に臺拓化學工業株式會社を設立することになった。現在同社の設備は益々整備し、當局の御期待も亦絶大なるものがある。同社の資本金は二千萬圓四十萬株で、内三十萬株を當社に於て引受け、金額拂込済である。

二 石炭採掘事業

石炭については、昭和十五年十一月三德炭礦を買收した。當時約二五萬坪であつたが、その後帝國石油株式會社からその十二倍に餘る宏大な鑛區を譲り受け、現在では臺北、新竹兩州下に跨つて三四八萬坪、六鑛區である。場所は鳴歌驛から五哩、其の間の運送は台車に依り、一部分は自動車および台車で桃園驛に出してゐる。この石炭は強粘結性で

性で骸炭に適し、發熱量八千カロリー、塊粉の比はほゞ二對八である。しかも埋藏量豊富で、内地式の大坑道掘鑿に適して居るので、十六年の末現在の三德鑛業所長着手後その計畫に着手し、一二五五萬圓を投じて從來の小規模な水平坑道を改め、更に電動力を設備して能率をあげることにした。この工事は十七年から着手し、二十一年七月完成の豫定であるが、工事の進行につれて出炭量は次第に増加し、完成後は相當龐大な量にのぼる見込である。尙三德鑛業所管内に今一つ三友炭坑がある。これは十六年九月買收したもので三六萬五千坪に及び、四鑛區を開いてゐる。こここの石炭は弱粘結性でパンカーコー炭に適し、俗に柴炭と稱ばれるもの、硬度は幾分軟弱であるが塊粉の比は凡そ二・五對七・五、發熱量七千カロリーである。當社は以上二つの炭坑に於て、戰時下超重點生產に邁進しつゝある。

三 石綿採掘加工事業

わが國戰時工業の必需品たる石綿は、從來の外國依存から脱却して國內生產を要求されること久しいものであつたが、本島では大正七年頃既にその鑛脈が發見されてゐた。それは本島中央山脈東端の麓に添ひ、また海岸山脈に添うて各所に點在する蛇紋石の中に含まれてゐるのである。然るに爾來これは本格的に企業化せられなかつたので、當社に於ては昭和十六年九月、關係者砂田隣太郎氏と共同出資の下に、資本金一百萬圓を以て臺灣石綿株式會社を設立した。爾來同社は諸般の設備を整へ、八六萬坪に及ぶ花蓮港驛下モックエ蕃地内の鑛區開發に挺身して御用に應じつゝある。同社の製品は主として角閃石系の石綿を用ひた石綿糸、石綿布及びその他の加工品並に滑石であるが、同鑛山には少量ながら蛇紋石系の優秀な溫石綿も產出して居り、また目下利用法を研究中であるが、硬蛇紋石も多量に存在

してゐる。のみならず同鑛區以外、花蓮港廳から臺東廳にかけて有望と思はれる所が多いので、同社では目下六ヶ所に亘つて鑛區を出願中である。現在のところ同社は極めて堅實な經營ぶりで着々實績があがつてゐるのみならず戰時下益々その需要が高まつて來たので、當局に於ても島内の石綿事業を一元的に同社に經營させることに決定された。故に同社としても資本金を近く三百萬圓に増して事業の擴充を計り、上記の製品と並んで石綿板、ブレー・キ・ライニング、各種パッキング、保溫製品などの製造工業に邁進する豫定である。

四 稀 元 素 工 業

初め昭和十四年十二月當局の產金獎勵策に應じて、日本產金振興株式會社と共に出資の下に臺灣產金株式會社を設立し、各地で產金事業に從事してゐたのであるが、時局の推移はその繼續を許さぬことになつたので、昭和十五年三月以來、總督府御支援のもとにジルコン及びモナザイトの原鑛砂調査に着手し、併せて採取方法について研究をつづけて來た。その結果幸にして埋藏量の豊富な鑛區を發見し、また總督府工業研究所の優秀な技術による御支援を得て選鑛分離及び化學處理を企業化する見通しがついたので、茲に新しく、資本金一百萬圓（全額當社引受半額拂込）を以て稀元素工業株式會社を設立することになつた。設立は昭和十八年十月一日、戰時下重要軍需資源開發の重責を帶びて生産に邁進しつゝある。

五 其他の各種鑛工業

當社では創立後まもなく肥料問題解決の一助として燐鑛の採掘に志し、昭和十四年四月末日、日本鹽業株式會社の設立した開洋燐鑛株式會社の經營に參加した。同社は西沙群島の燐鑛採掘を目的とするので、昭和十三年二月から着手して相當量の燐鑛を本邦へ積出したのであるが、十七年四月以降は船腹不足のため一時事業を中止の状態である。しかし一方、後に記す如く南方の硫黃採掘事業が與へられたので同社はその方面に力を注ぎ、燐鑛の採掘も再び開始できるやう當局と折衝中である。このほか幾分違つた方面では、昭和十三年六月、大日本鹽業株式會社並びに臺灣製鹽株式會社と共に出資で、資本金一千萬圓を以て南日本鹽業株式會社を設立した。同社では既に鹽田も計畫通り完成して天日製鹽に從事すると共に、原料鹹水から~~■~~その他の副產物を抽出し、残つた鹹水を製鹽に利用する副產物工場も整備し、着々順調な發展を遂げてゐる。尙このほか當社の關係會社としては、優良な單寧エキスを製造しつゝある臺灣單寧興業株式會社、極めて良質のセメントを生産し更に~~■~~工業に進まうとする臺灣化成工業株式會社、苛性曹達その他の製造に躍進しつゝある南日本化學工業株式會社を始め、本冊子の末尾に記す如く多數の會社がある。

第七章 南支に於ける事業

以上本島に於ける當社の事業について概略を記したが、當社は創立以來南支南洋にも發展して來たのであり、殊に今次大戰勃發後は各占領地域に於て、陸海軍當局の命を承けて建設に手はつて來た。その地域は以下記す如く廣汎であり、關係事業もまた農林工礦畜產交通のあらゆる種類に亘り、當社の從來蓄積した技術と經驗を活用して萬全の御奉公に勤んでゐる。中でも南支に於ては昭和十三年十一月十五日、廣東攻略と共に當社の役員と社員が現地へ派遣さ

れ、軍の復舊工作に協力することになつた。

二四

一 廣東に於ける各種事業

廣東に於て軍當局の先づ復舊された一つは水道であり、その一部分が復舊して通水式を舉行したのは十二月二十三日、その後暫く軍に於て監理されたのであるが、明けて昭和十四年二月二十一日、當社がその經營を委託されることになつた。

一 水道事業 當社では直ちに職員多數を派遣して準備に着手し、軍管理工場として營業を開始したのは四月十日であつた。當時增歩の新舊兩水廠は戰禍甚大であつたので銳意復舊につとめ、二箇月後には早くも舊廠の大半を復舊して給水量も事變前の半ばに達し、翌年三月には新廠も復舊して事變前の給水量に達し、東山水廠と併せて一日二千ガロン餘給水することになつた。かくして復舊に努めつゝ經營すること一年半、昭和十五年十月十五日に全部を廣州市政府に返還し、當社の投資額から收入を控除した残額一一四萬圓餘を先方の借款とし、五年間に返済させることになつた。そしてこの期間經營は當社に委托されることになつて今日に及んでゐる。場所柄經營には幾多苦心を重ねてゐるが、成績は極めて良好である。

二 造船鐵工業 廣東市の中心長堤から約三杆、河南鳳安南にあつた造船鐵工所を一華人から買收したのは昭和十五年二月のことである。最初は主として建築材料の製作、機械修理、製材などに從事してゐたが、軍駐屯部隊の御援助によつて隣接の舊式支那船渠を改造し、十六年五月下旬から五百噸級までの船舶を修理し得るやうにした。同所は

右の船渠以外、旋盤工場、仕上及び組立工場、鍛冶製鐵工場、木工及び製材工場、並に熔接工場を備へて居り、今まで大體順調に經營して來た。しかし一方當社では後に記す如く海南島に於て研伐事業を計畫し、木造船の建造及び修理のため同所の造船設備を移轉することにし、目下準備中である。

三 其他の事業 昭和十五年二月、革命によつて廣東市の北方十六杆、下茅および鶴邊に於て石炭を採掘することになつた。それは半灘青炭で普通の企業としては成り立たないが、燃料不足の現地事情に則して最近まで採掘を續けて來た。そして十八年十一月十五日軍監理の解除を願ひ、事業を中國側へ移譲した。また以前は現地駐在の五商社が昭和十四年國南協會なるものを組織し、當社もそれに加はつてタンクステン礦、石炭、及び五金類の蒐集に當つてゐたのであるが、その後廣東重工業資源統制組合が成立したので、その事業は自然當社の手を離れることになつた。また以前は省政府の希望によつて十三町歩に亘る三元里農場を經營し、水田に蓬萊米の試作をするほか、畑には黃麻、甘藷、棉花などを試作し、別に生豚納入事業も營んでゐたが、これらも既に先年或ひは取止め、或ひは中國側へ移管した。

右の如く廣東事業には轉變があつたが、今一つ南支に於て同じ經路を廻つたのは汕頭である。ここは昭和十四年六月二十一日に攻略されたのであるが、その後水道の復舊工事を命ぜられ、七月には當社の事務所を設けてその工事に當り、ついで經營に當つて來た。しかしこも、十七年七月中國側へ返還することになつた。また同地では海岸地帶九千坪弱の埋立工事を命ぜられ、一年半かかつて十六年三月完成したのであるが、これも中國側へ移譲した。かくして同地に於ける事業も一段落つたので、當社汕頭事務所は開設以來四年にして、十八年八月末日閉鎖すること

二五

になつた。

二六

二 海南島に於ける各種事業

海口の攻略は昭和十四年一月十日、當社では既にその前年から各種の調査を進めてゐたので、攻略直後社員を派遣して早くも三月一日海口事務所を設け、治安の回復につれて次第に各種の事業を起した。

一 農林事業 農場は陵水と三亞の二箇所、別に瓊山農園あり、南橋、三十笠、新村、及び馬嶺には分場がある。陵水農場は約六萬町歩、三亞農場は約一千町歩、瓊山農園は十町歩、南橋分場は一千五百町歩、三十笠分場は一千六百町歩、新村分場は約四千町歩、馬嶺分場は二萬町歩で、合計八六、八一七町歩である。三亞農場に於ては主として水稻を作り、また蔬菜や煙草を栽培し、併せて精米や交易品の賣買事業を營み、また養畜、養魚を行つてゐる。しあしそこは後に記す開拓移民のため、十七年からその半ばを利用して來た。然るに移民は益々増加するので、十九年度には全農場と施設を擧げて移民のため提供することになつて居る。次に南橋分場には既に護謨園百町歩、低山桐五十町歩を造林して居るが、十八年度にはそれらの管理と併せて水稻を二十町歩植ゑ、竹や熱帶果樹も造林してゐる。次に陵水農場では一千町歩餘に水稻を植ゑてゐるほか、蔬菜、甘藷、黃麻などを栽培し、養畜、養魚に加へて交易と農產物販賣に當り、また製糖工場を經營してゐる。製糖工場は現在三十笠分場に於ても建設中で、十九年度から製糖開始の豫定である。次に新村分場では水稻、蔬菜を栽培し、十九年度は百八十町歩に亘り甘蔗の獎勵作を實施の豫定である。また馬嶺では水稻と蔬菜栽培のほか、製炭、養畜、農產物販賣などに當り、瓊山農園では甘藷と蔬菜を栽培

してゐる。また各農場には精米機を備へてゐる。

二 畜産事業 これも當社が海南島進出後直ちに着手した事業の一つで、まづ二萬町歩に亘る瓊橋牧場を設けた。

そして昭和十五年一月から海口に於て、軍、病院、進出邦人等に牛乳を供給する酪農事業を開始し、また生肉事業を始め、海口に業務所、後水、臨高、那大、澄邁、定安の各所に駐在所を置いて配給に當つてゐる。また皮革事業については當社は北部を擔當し、海口に製革工場を設けて軍需に應じて來た。またそれと關聯して屠畜事業も行ひ、十五年七月海口市に屠場を開いたのははじめ、那大、臨高、澄邁、定安、嘉積の各地に屠場を設け、また獸骨から骨粉や膠を製造する化成事業にも着手し、靴、鞄などの加工業の統制と技術の向上に資するため、海口に於て鞋業協會の名義でその方の事業も行つて來た。そして以上の如き各種畜産事業に對し、十八年七月末までに總計一五四萬圓近く投資したのであるが、同年八月には、當局の御斡旋で資本金二百萬圓の海南畜產株式會社が設立され、これが全島の畜產事業を一元的に統合することになつたので、當社も本事業を擧げて新會社に移譲し、これに九四萬圓を投資することになつた。

三 移民事業 これは海軍省と大東亞省が主體となり、十七年から當社が經營を委託されて來た。移民は大東亞省の斡旋で主として内地で募集され、暫く現地で訓練の上入植させるのである。十七年度は崖縣頂區村附近に八六家族を入れて六郷村を創設し、十九年度は既に募集も終り、近く現地へ送ることになつて居る。當社としては上記の如くこの開拓移民に三亞農場を提供し、全幅の援助を與へつゝある。資金は大藏省貸付金と海軍省の補助金を以てこれに當て、一部分は移民貸付として五年据置、十年年賦償還させることになつてゐる。

四 運輸事業 これも當社の進出後間もなく、現地三省連絡會議の認可を得て開始した事業である。當初は海口、琼山間、及び海口秀英間の二線だけであったが、爾來路線の擴張に努めた結果、十七年一月全島循環路線が完通した。

また十八年四月には、全島のトラック事業が統合されて當社の一手に委ねられた。

五 製氷事業 軍事上、產業上、また保健衛生上極めて必要なので、十四年十月當局の許可を得、十五年一月海口に製氷工場を設立した。これまでの能力は日產五噸であったが、十九年度にはそれを倍加する豫定である。

六 建築事業 これも進出後まもなく許可を得て、軍の御用のほか進出各社の事務所や宿舎の建築に當つて來た。土木建築請負業のほか煉瓦およびセメント瓦製造業にも當り、北部は海口支店の建築部で扱ひ、南部は檳榔工務所を設けて事業に當らせてゐる。また十七年五月から採石事業を起し、碎石以外に、栗石、砂利、珊瑚礁など、建築材料の採取に當つてゐる。

七 研伐事業 陵水の奥地弔羅山一帯には廣範囲に亘つて森林がある。當社では十八年六月調査隊を送つて調査の結果、企業價値あるものと認め近く着手することになつた。その地域千二百頃、立木蓄積の内三分の一が針葉樹で、陸均松、竹葉松、雞毛松などがあり、闊葉樹の中にも櫻その他の有用樹種が多い。

以上各方面に亘る海南島事業の投資額を見ると、十八年度末で農林事業が二六四萬圓餘、運輸事業が一八七萬圓、製氷事業が三三萬圓、建築事業が一四二萬圓、上記の研伐事業を除き、その他一切を含めて合計七五七萬五千圓にのぼることになつてゐる。尙このほか開南航運會社に四五萬圓を投資して居り、別に上記の如く、廣東の河南造船所を移駐の手筈である。

三 香港に於ける各種事業

過去一世紀に亘る英國東亞侵略の據點・香港が陥落したのは、昭和十六年十一月二十五日であつた。當社に於ては陥落と同時に職員が香港に渡り、香港軍政廳の命を承けて九龍水道の復舊工事に當つた。

一 水道事業 明けて十七年一月には本社からも社員を増派し、復舊に努めた。その結果まもなく通水を見たのであるが、二月二十一日には香港軍政廳が解散されて總督部が開設され、四月から水道事業が總督部の直營に改められた。しかし當社の職員は引續いて留まり、その運營に協力してゐた。そして十八年八月一日になつて水道事業の委托經營が正式に當社へ御下命あり、爾來その經營に當つてゐる。

二 採礦事業 九龍には戰前、英國マースマン會社の經營してゐたタンクステン礦山があり、香港年鑑によると一九三八年までに一、六四〇擔の原礦を採取して本國へ送つてゐた。それは元ニードル・ヒルと稱し、九龍市を距ること二十軒、約五六萬坪の礦區で、當社の管理に委ねられたのが十七年八月、埋藏量の推定は困難であるが、當社としては極力採掘に力を注いでゐる。

三 耕作事業 次に農業方面では、極端な土地掠奪と原始的耕作が行はれてゐたため何等見るべきものなく、たゞ雨期が比較的長いため水稻二毛作が行はれてゐたのであるが、その二回の收穫を合はせても臺灣の看天田に劣る状態であつた。當社に於ては許可を得て古洞村と錦田に農場一六五町歩、それに自作その他を加へて一七六町歩を管理してゐる。現在自作以外の土地に栽培してゐるのは、綠肥八六町歩、甘藷八七町歩、それに蔬菜、玉蜀黍、落花生など

四一町歩である。尙このほか、もと唐樂園と稱ばれた五十町歩に及ぶ果樹園の管理を命ぜられ、大埔農場と改稱して經營中で、桃、黃坡、荔枝、龍眼、サボジュラ、橄欖、蕃石榴、橙、桔、マンゴー、レモン、蕃荔枝などを産する。

第八章 佛領印度支那及び泰國に於ける事業

南支に於ける當社の事業は右の如く昭和十三年の暮から着手されたのであるが、これより先、昭和十二年十二月はじめ當社の進出したのは佛印であった。そこは面積わが臺灣の約十九倍、豊富な資源を包藏しながら從來全く閉鎖されて居り、當時は邦人商社もまだ少く、殊に佛印内部の事業に着手してゐる邦人は皆無であつた。

一 當社佛印進出の事情

佛印は言ふまでもなく他國の領土である。従つて相當複雑な事情があつたが、昭和十三年一月二十日、フランス商法に據る、資本金十萬比弗の印度支那產業會社を河内に設立した。そして當初は佛人スピラ氏と共に經營の形で鐵鑄および滿俺鑄の採掘に當つてゐたのであるが、十六年四月になつて同社の資本金を五百萬比弗に増し、定款を變更し、農業その他の事業まで經營できるやうに改めた。出資金は全額當社の引受である。

しかしこの印產は商事會社で鑄業權享有資格を持たぬ故、昭和十五年三月三十日、別に資本金一百萬比弗を以て、佛印鑄業法に據る新會社印度支那鑄業會社を河内に設立した。しかしこの設立に當つてはフランス側で相當意見が開はされた。それは日本資本による佛印鑄物資源開發の先例を作るものであるから、何等かの代償を得よといふのがそ

の主張であつた。當時のフランス殖民大臣マンデル氏の如きも日本船腹の提供を交換條件にする意向を持つて居り、交渉には相當難關があつたのである。しかし幸にして、この交渉に當つてはカトルー總督並にデルーソウ鑄山局長から事前に了解を得てゐたため、そして今一つは佛印經濟長官マルティー氏並に同社取締役バロンドウ氏の熱心な斡旋があつたため、マンデル殖民大臣の反対を押切つて遂に右のとほり許可を得るに至つた。即ち「日本資本を以て設立し、公然且合法的に佛印鑄物資源を開發し得る唯一の鑄業會社」が、かくして成立したのである。

その後鐵鑄採掘事業は順調に進行し、殊に太原の鑄區については、當社の折衝は印度支那產業會社成立の當初から非常な成功を收めた。即ちその鑄區は、一九二二年佛印政府が保留鑄區に指定して將來みづから開發する計畫であつたのであり、またそのため延長五十五軒に及ぶソンカウ運河を開鑿して運搬に備へてゐたのである。然るに同社は遂にその鑄區の一部を開放させ、運河利用の許可を得、茲に邦人進出の機をつくることが出來た。従つて佛印に於ける同社の事業は文字通り開拓事業であり、苦心の結果やうやく今日の地盤を築いたのである。

尙當社は十六年の秋昭和鑄業株式會社と提携して、安南州清化縣コディンにある鑄區中のアラダン鑄區のクローム鑄石を試掘した。その結果、酸化クロームの品位優秀な砂鑄が相當莫大に埋蔵されてゐることが判明したので、十七年三月臺灣に於てクローム鑄業株式會社を設立した。資本金二百萬圓、出資金は昭和鑄業と當社で折半した。そしてこの會社を母體會社として同年六月三十日、フランス商法に據る仔會社を河内に設立した。即ち印度支那クローム會社で、資本金五十萬比弗である。かくして當社は佛印に三つの仔會社を作つて活動しつゝあるのであるが、更に今一つ、農林關係の新會社を近く設立の豫定で着々準備中である。

二 各種鑛石採掘輸出事業

鐵鑛區は上記の如く東京州の太原で、モリナム、ジャネット、ランギーの三鑛區のほか、同州ラフーにはタコアン鑛區を有し、十八年度になつて太原のイヴォンヌ鑛區の鑛石を買取る契約を結んだ。

一 鐵鑛 その經過を述べると、昭和十三年度は初め順調に日本への搬運を行つてゐたが、九月になつて歐洲不安に起因し、フランス大統領令を以て重要鑛物の輸出が禁止された。しかし幸にしてわが外務當局の御盡力により、對日輸出が除外例として扱はれることになった。然るに十四年度になつて、國際情勢逼迫のため右の除外例が停止され事業が再び一頃挫したのであるが、歐洲戰爭勃發後は次第に緩和され、鐵鑛輸出について日佛印政府間に友好的取締が成立するに至つた。大いに十五年度の上半期は天候に災され、下半期は皇軍の佛印進駐につれて在留邦人の引揚げとなり、日佛印經濟交渉も停頓し、加へて泰佛印間の係争が起り、鑛石の輸出が減少した。その減少は十六年度に至つて更に甚だしく、日本への輸出は採鑛量の半ばにも達せず、辛うじて輸出し得た量も十三年度の三分の一餘りであつた。それは大東亞戰爭に突入した下学期に於ては一層甚だしく、十七年になつても事態好轉せず、十八年度に入つてからは一層輸送上の難關に逢着した。

二 满俺 これは十三年以來主として東京州カオバンの鑛石を買取つて輸出して來たのであるが、昭和十七年末から、カオバン地方に所有してゐる試掘及び採掘鑛區二十五區の内、キムソン、バンマック、印鑛第十九號の諸鑛區を直營し、また安南州ヴィン地方の満俺鑛を買ひつて輸出して來た。また十八年度からは、從來買鑛してゐたカオ

バンのフン鑛區を借區として直營してゐる。これらの鑛區は山嶺重疊たる惡路に沿うて國境近く散在してゐるので、採掘した満俺鑛の輸送は相當困難であるが、品位が良いので時局下相當量の輸入を見ゆる。

三 燐灰石 最近切實となつたわが肥料國策に應へるため、老闊附近のランモー鑛區で燐灰石の採掘に着手したのは昭和十六年のことで、爾來今日まで日本へ輸出した燐石も既に相當量に達してゐる。そこは今後も益々増産を期待される優秀な鑛區で、十八年度からは坑道掘の一部分を露天掘に改める計畫で進んで來た。尙最近大使府の提案によつて統制臨時措置委員會が設けられ、當社に於て統制會社成立までの準備事務を執ることになつた。即ち十八年十一月一日から、同地の燐鑛開發は右委員會に委嘱されることになり、わが印度支那產業會社の堤常務取締役がその經營を一任されることになつた。

四 クローム わが印度支那鑛業會社は昭和十六年三月、安南州清化縣のコディンにある元クロームニッケル會社所有のクローム鑛區と工場を一括して買收すると共に、佛人所有の隣接クローム鑛區をも全部買收した。そして右の内アラダン鑛區と工場を新設印度支那クローム會社に譲り、クローム會社は佛印政府に鑛業權を申請し、十七年八月十二日、佛印全土に亘るクローム鑛の鑛區權享有の資格を與へられ、目下増産に努めてゐる。

五 鉛及びアンチモニー 十七年三月末、當社では東京州チューレー地方のアルモリック銀鉛鑛二鑛區を買收した。それは佛印政府と合辦で調査に當ることになつてゐたのであるが、先方の都合で延期されたので目下當方で調査を進めつゝあり、調査の結果に基き本格的に採鑛に取りかかる豫定である。鉛は固より貴重な資源があるので、當社では十八年三月、右以外にエミリエンヌ銀鉛鑛區を買收して今後の計畫に備へてゐる。尙當社では十八年八月から、高平

地方のドンケー、モンサ一兩アンチモニ一鑛山の開發に着手し、探鑛を進めると共に既に採鑛を始めてゐる。

六 銅 銅は古來東京州の黒河流域に多量にあると言はれてゐたので、當社では十八年三月、黒河流域ヴァンサイ地方のマイヤ鑛山に二鑛區の試掘権を獲得し、續いて某佛人所有の五鑛區を買收し、また黒河上流ライチャウ地方の銅鑛についても基礎調査を終つた。また當社は老開地方にも二鑛區所有してゐるので、目下調査班が入山中である。このほか當社では、南ラオスのサラヴァン、アトボー兩地區の銅鑛開發にも着目し、近くその邊りを調査採鑛の豫定である。

七 製鐵事業 これについては當社では豫てから調査研究をつゝけ佛印當局とも折衝を重ねて來たのであるが、中央當局に於てもそれを當社に懲懲されたので、現地に於て製鐵開始の豫定である。設備は初め小規模であるが、次第に擴充する計畫が樹てられてゐる。

尙、上記各種の鑛物以外、當社は特殊鑛物の採掘を行つてゐるが、記述を憚るので省略する。

三 農業及び研伐事業

佛印は由來農業を生命とする土地であるが、栽培法については基本的研究が充分に行はれてゐなかつたので、當社としては試作によつてその研究を行ひ、同地の重要な農産物増産に寄與することを計畫した。即ち十六年十一月事業認可を受け、翌年四月から事業に取りかかつたのである。現在試作場は八箇所で、東京州のヴィンロン、フーチー、コビー及びバクニン、東埔寨のコンポンチャムとクラチエ、および安南のファンランとタンホアがそれであり、これら

の各地で現在試作栽培しつゝある作物は次のとほりである。

一 米 ヴィンロン、コピー、フーチーの三試作場に在來種と蓬萊種を植え、今後の企業栽培に資すべき貴重な経験を重ねつゝある。また亞麻、小麥なども試作中である。

二 棉花 現在北部、中部、及び南部の各地域で品種の試験、播種適期の實驗、病蟲害の對策などを研究中である。目下試作してゐるのは北部ではタンホア、中部ではファンラン、そして南部ではコンポンチャムとクラチエである。

尙これ以外、試作の實績を活用して十八年度からタンホアに於て本格的な栽培に着手し、佛印自體の棉花增産に協力してゐる。

三 亞麻 これまでフーチー試作場で米の裏作として試作して來たのであるが、十八年度はタンホアとバクニンに於て試作してゐる。

四 黃麻 精洗麻の對日供出と現地に於ける麻袋製造を目標として、十八年三月頃から東京州下の民有地について契約栽培を實施してゐる。現地に於ては、當社ほか十一社で佛印黃麻栽培協會が組織され、各社の連絡や事業の運営がそれを通して圓滑に行はれつゝある。黃麻を原料とする麻袋工場も着々整備しつゝあり、亞麻を原料とする製線工場も目下準備中である。

五 研伐事業 尚今一つ、十八年五月五日に指令を仰いで新らしく着手する事業は研伐である。これは東京と安南に於て伐木と製材に當るので、既に社員も派遣し、近く起業の豫定である。現地に於ては、北部と南部に、木材統制組合が設立されてゐる。

四 泰國に於ける事業

最近まで南方唯一の獨立國であつた泰國は、地味、氣象、氣候の點で、特に棉花栽培に適してゐる。當社は昭和十二年三月末同國に於ける棉作の認可を受け、ナコンバトムに土地を買收し、ジャングルを拓いて農場を作り、十六年遅に泰農第一號を選出した。これはわが臺農第二號から育成したので、特に病蟲害に強く、收穫量もカンボヂヤ種の約二倍半に及ぶ優良種である。また十七年度にはデルフォス第三一五號から、纖維の色澤良好で結繩も多くまた大きい優良種を選出育成した。この試験成績は極めて有意義で、その研究の結果、當社の棉花栽培は着々成績を挙げ、栽培面積も開墾の結果逐次増大しつゝある。尚これより先、十四年に當社は泰國の棉花栽培を仔會社たる臺灣棉花株式會社に委譲して今日に及んでゐる。現在同社は直營、委託及び契約栽培をなし、附近一帶の農家から相當量の棉花を買上げることも計畫中である。また直營農場に於ては棉花以外、黃麻、落花生、蓖麻なども作り、綠肥用の豆も相當多量に植ゑてゐる。そして將來は、泰國政府の棉花增産計畫に即應して、ナコンバトム以外、コートラート、ウポン、ウドンの各地に棉業所を設立の豫定である。

第九章 馬來スマトラに於ける事業

舊英領マライは北部四州が泰國領土に編入されたので小さくなつたが、元の面積でわが臺灣の三・七倍に當り、スマトラは世界第五位の巨大な島、臺灣の十二倍である。

一 馬來に於ける事業

まづ馬來から見ると、當社がこの方面に着目したのは昭和十三年のことである。即ち會社創立直後のことであつたが、當時は國際情勢がかなり微妙で、當社の如き國策會社の活動は諸外國から監視制壓を加へられつゝあつたので、直ちに着手し得た仕事としては、既設邦人鑄業會社への投資位であつた。

一 米作事業 皇軍の馬來占領後直ちに着手された事業の一つは、同地の食糧自給であつた。當社は十七年五月、同地並にスマトラに於ける米作擔當の内命を受けたので直ちに技術者を派遣し、當局に協力して實地調査に當つた。そして九月、正式に受命したので昭南市に事務所を置き、ペラ、ベナン、ケダの各州に事業地を設けて、耕地の開發改良、農機具や種苗の供給斡旋、農畜產物の蒐集加工などを主とし、一般の農事指導に當ることになつた。何分幼稚な耕作法に馴れてゐた原住民のことである。それを指導するには少からず努力と熱意が必要であるが、幸にして十八年度は臺灣在來種と蓬萊種を以て二期作に成功し、病虫害も最少限度に喰ひとめることができた。その経験によつて、十九年度は更に増産を目指してゐる。

二 農產事業 これは十八年三月受命し、直ちに社員を現地へ送つた。差當りの事業は肉豚供給であるが、そのため昭南島の一牧場を接收したので、目下これを利用して事業を計畫中である。受命は、馬來及びスマトラに於ける牧畜業となつてゐる。

二 スマトラに於ける米作事業

米作は右の如く馬來に於て開始すると同時に、馬來派遣員の一部をスマトラのランボン州へ送り、試験場の整備と農作指導に當らせてゐた。そして十八年四月になつて、米作指導から穀の集荷、精米事業に至る一貫作業の經營を命ぜられたので直ちに職員を増し、擔當地區について精密な調査を行つた。幸ひ同州はスマトラに於て最も重要な米產地で、地味肥沃、耕作法も割合集約的で水利施設も完備して居り、爪哇移民を入れ易く、極めて將來性ある所である。當社はテロックペトンとコタグンの兩郡下にある精米工場十ヶ所を擔當し、主要產地には指導圃を作つて農民を指導してゐる。また西海岸トリオ一州には大規模の苧麻栽培を計畫中で、十八年度は樞要地區四ヶ所に苧麻試作圃を直營し、また所によつては、水稻と共に黃麻や小麥を栽培してゐる。リオ一州はバカンバルに事業所、タンビラハンに駐在所を置き、西海岸州はパダンに事務所を設けて職員を駐在させてゐる。また右のランボン州下では、タンジョンランに事務所を置いてゐる。

三 アンダマン諸島に於ける事業

印度洋上の小群島、南アンダマン及び小アンダマンに於ける農林畜産荷役倉庫業の指令を受けたのは十八年二月と三月とであつた。當社では受命と同時に派遣員を決定し、四月下旬先發隊を送り、五月になつてポート・ブレーヤに事務所を設けた。そして林業は五月の末調査にかかり、伐木地區の樹種、搬出方法、道路などを具さに調べ、七月から正式に一般業務を引繼いだ。これについては伐木、製材、植林の三つが擔當事業となつてゐる。次に農業は既設三農場の經營以外、別の場所に水田を開墾の豫定である。また畜産については、從來からあつた豚のほかに牛を飼養の

豫定である。

第十章 東印度諸島に於ける事業

嘗ては和蘭陀の賣庫として義まれた東印度も、今では皇軍の下に、東亞共榮圏の有力なる一環とし、將又わが戦力增强の一基地として新たなる性格を帶びるに至つた。爪哇島は臺灣の三倍半で餘り大きくないが、舊英領の北部を加へたボルネオは臺灣の二十一倍で大部分が未開發であり、それにセレベス、小スンダの諸島を加へると洵に廣く、爪哇以外は今後幾世紀にも亘つて開發さるべき偉大な處女地である。當社としても夙に戰前からこの方面に多大の關心を持つてゐたので、既に戰前から着手してゐたのが後に記すボルネオと、爪哇とである。

一 爪哇及び小スンダ諸島に於ける事業

當社が爪哇に進出したのは昭和十四年二月で、東部爪哇のトロナゴンにある、イヅナ商事建築株式會社の株式全部を買收して、その製油工場の經營を始めたのであつた。

一 製油事業 このイヅナ工場は椰子油及び落花生油を造り、邦人製油工場としては唯一のものであつたが、皇軍の接收後、十七年十一月になつて當社の復歸を許された。これを根據として、他の四社と共同出資で、ジャカルタのコブラ共同取扱所に加入し、生産割當を受けて既に事業を始めてゐる。擔當地域はケデリとパンタムの兩州、生産割當量は戰前の實績から見て遙かに少いが、業務は順調に運んでゐる。

二 護謨栽培事業 當社は夙に戰前から、昭南に近い舊蘭印所屬リオウ群島中のバタム島にある護謨園を買收し、その經營を古河合名會社に委託してゐた。護謨園の總面積は一千三百英反餘、植付面積はそれの四四%、採集面積はこれの六九%である。然るに占領後は、護謨の生産、集荷、凍固、乾燥など、全般に亘つて昭南護謨組合が一元的に經營することになつた。當社は戰前からの關係で技術員を送り、委託割當護謨園の經營に當ることになつた。即ち、タンジョンビナンを本據として、十七年八月下旬から逐次各エステートを實地踏査の上それぞれ要員を配置し、既設のリオウ島のみならず、リンガ、シンケップ、ナトナの諸島で護謨園の管理經營に當つてゐる。その後十八年になつて、當社は、一千英反以下の小護謨園經營者を以て組織する馬來護謨栽培組合に加入した。

三 規那栽培事業 受命は當社並に星規那產業會社であるが、事業は當社監督の下に星規那を進出させてゐる。同社は既に記した如く臺灣に於て規那栽培の經驗を積んで居り、この點は他の進出會社よりも一日の長がある。同社は規那栽培企業公園の委託を受けてボゴール州の六農場を管理して居り、現地には同社の役員以下多數の者が駐在して生產に當つてゐる。

四 タビオカ栽培加工事業 これは十八年七月下旬並に最近受命し、タビオカ農園とそれに附屬の二工場を經營してタビオカ澱粉の製造に當ることになつて居り、目下派遣員を増派中である。

五 化學工業 十八年一月下旬受命、既設の製糖工場を利用して、時局下必需物資の生産を計畫中で、既に職員も現地に到着して準備中である。

六 畜產事業 後に記すセレベスの事業に次いで十七年七月下旬、當社の關係會社たる臺灣畜產興業株式會社に下

命あり、同社は中部を擔當してゐる。従つて、事業所はジャカルタに設けてあるが、支所はバンدون、スマラン、スマラバヤの三ヶ所に置き、尚、ジャカルタ、マゲラン、及びマヅラ島のカマルに駐在所を置いてゐる。事業の項目は皮革蒐集、生肉納入、畜產交易、養豚事業、及び畜肉加工である。事業はすべて十八年に亘つてからで、皮革の蒐集は一月から、肉の納入は二月から、生畜並に生肉の納入は三月から、加工肉の納入は四月から、そして養豚は五月からと、着々進捗してゐる。

右のほか小スンダ諸島に於ても、十七年九月末臺灣畜產興業株式會社に下命があり、十一月から事業を開始した。事業項目は冷凍牛豚肉、鹽牛豚肉、生肉、原皮蒐貨および製革で、十八年三月になつて畜肉加工が追加された。同社では既に多數の職員を派遣し、屠場、冷凍用冷藏庫、加工工場、製革工場を始め、各所に要員を配置して専心御用を勤めてゐる。

二 セレベスに於ける事業

畜產事業はセレベスに於ても營んでゐるが、この島は大部分が瘠せた土地で人口も少く、土地が豐沃で比較的の多いのは北部のミナハサと南部だけである。南部の中心はマカッサルで、ここは珊瑚礁の防波堤で團まれた良港である。當社はここを中心として現在三つの事業を經營しつゝある。即ち畜產、製鹽、そして棉作がそれである。

一 畜產事業 この畜產は本來生肉事業が主で、冷凍及び冷蔵肉、畜肉加工、畜肉供出などを事業項目とするのであるが、同時に畜牛、養豚に加へて酪農も營み、原皮の蒐貨や製革も行つてゐる。この事業の受命者は當社で、御

下命は十七年五月始めであり、七月には當社から第一次派遣員を送つた。然るに九月になつて、上記の通り小スンダ諸島の事業が臺灣畜産興業株式會社に下命されたので、九月からこれを同社に移管して今日に及んでゐる。牧場はサビリとチコロにあり、別に搾乳場、屠場、冷凍冷蔵庫、加工工場、製革工場などがある。

二 製鹽事業 十七年九月末當社に指令された事業で、地域はセレベス及び小スンダ諸島である。當社はそれに先立ち、十七年の五月から八月まで、セレベスの北部と南部並に、パリ島の一般調査を行ひ、受命後、十七年十月から十八年三月へかけて南部セレベスを中心として企業調査を行ひ、更にサライヤル、ロンボック、スンバワ諸島の製鹽適地調査を行ひ、十八年八月から製鹽に着手してゐる。現在のところ成績は頗る優秀で、この方面に於ける天日製鹽の將來は刮目に値するものがある。

三 棉花栽培事業 十七年九月末當局の指令を仰ぎ、他の數社と共に各擔當區域を分けて着手したのがこれである、セレベス北部では昭和九年一邦人が栽培を始めてゐたが、南部では僅かに原住民が自家用として、在來種を小規模に栽培してゐた程度である。當社では各所に棉作指導所を設け、銳意成績の向上に努力してゐる。但し當社の擔當地區は概して土質良好でなく、また虫害の多い棉圃もあり、加へて労力不足の憾みはあるが、仔會社の臺灣棉花株式會社をも動員し、また先般設立された官立研究所の棉作試験竝に指導を受け、次第に充實するつもりである。

三 ボルネオに於ける事業

ボルネオは當社が創立後最初進出した海外の事業地で、大東亜戰爭直前までそれを維持してゐたのである。場所は

ボルネオの東北端、當時英領とされてゐたタワオである。

一 農事試験場 昭和十二年に總督府の補助を仰いで、日產タワオ農場の中に一五〇英反の土地を買ひひとつて開設したのであるが、十五年度の末、タワオの東方約十二哩の地點に移つた。そこは八四英反であるが、別にモステンに二〇英反の分場を作り、熱帶作物の栽培試験および研究に從事し、特にマニラ麻、黃麻、椰子、バニラ、コーヒー、カカオなどについて研究を進めて來た。また次に記す農業移民の指導にも當り、農業適地の調査にも當つてゐたのであるが、そこへ勃發したのが今次大戰である。職員は全部拉致され、試験場は閉鎖の已むなきに至つた。そして占領後は農場荒廢のため、また一つには當局の御方針により、試験場を廢して米作に力を注ぐことにしてゐる。

二 移民事業 總督府の御方針に基き、當社が臺灣農民のボルネオ移植を計畫し、全島から募集して詮衝の上、七年十月始めで、その後手入れの結果月々相當の收穫を見るに至つた。然るに十八年十二月に至つて農園の全區域が病害を受け、遂に廢耕の已むなきに至つた。そこで當社としては、それを黃麻の栽培に轉換する方針を樹て、當局の許可を受けて目下改造に努力しつゝある。

四 米作事業 昭和十八年三月下旬下命を受けて着手したのが本事業で、指導圃十ヶ所開設の豫定で、内三ヶ所は

既に開いてゐる。また現地にはボルネオ物資配給統制組合が成立してゐるので當社はそれに加入し、東海州と西海州に於て米作を擔當すると共に穀の貿易に當り、四月一日から本格的に配給業務に干はつてゐる。また現地には精米設備が乏しいので、臺灣から穀摺精米機を移駐することゝし、その一部分は既に現地に到着してゐる。幸ひ十八年度は消費節約と輸入を加へて、大體増産によつて現地の食糧自給が可能である。食糧としては現地にサゴ椰子の澱粉が豊富なので、當社では四海州に亘つてこれの貿易に當り、東西兩海州に亘つてこれの配給に當つてゐる。尚、當社は農機具の配給を命ぜられて居るので、目下準備中である。

五 軍寧事業 また當社の仔會社臺灣軍寧會社では、十七年九月末、南ボルネオに於けるマングローブ・カフチの生産を命ぜられたので、ポンテアナクに事務所を設けることにし、派遣員一行は十八年一月同地に到着した。カフチ工場用の資材は目下手配中で、現場では、原料倉庫、棧橋、貯水池など既に完成してゐる。そして工場の完成までは差當り平釜數十個を設けて、簡易カフチの製造に着手してゐる。

尙右のカフチと並んで同社は、當社と連名で十七年十月始めガンビルの栽培を受命したので別にガンビル班を組織し、三月下旬からジャングルの伐採燒拂を行ひ、整地をなし、植付進行中である。また農場の假事務所が出來たのは三月末、苦力小屋や道路も出來上り、五月の終りには簡易工場に銅釜を据え、六月末には附近のガンビルを買収して相當量のガンビル・エキスを日本單寧商事へ納入した。そしてその後は、農園の整備と並行して、着々製造に勵んでゐるのである。

第十一章 比律賓に於ける事業

昭和十八年十月十四日、四世紀に亘る長い眠りから醒めて大東亞の獨立國家として發足した比律賓は、その位置は固より、產業形態から見てもわが臺灣と最も密接な關係を持つてゐる。故に當社としては昭和十五年その地に仔會社を作り、同地の開發に微力を盡して來た。即ち比律賓産業株式會社がそれで、公稱資本金五十萬比、引受資本二十萬比で、目的は第一に比島の資源並に經濟開發のために必要な資金、物資、及び技術の供給、またはそれの仲介斡旋、第二に農林漁水產物の買入、加工、販賣、並に一般商品の輸出入貿易、第三に機械器具製作並に修繕工場の經營または投資、第四に各種代理店業務となつてゐる。同社の本邦へ輸出した漁獲量は極少量であるが、それは當時の國際情勢が、當社の進出を大いに阻んだためであつた。今次戡定後は直ちに復歸し、改めて臺拓として御下命を受けて、次の如き事業を經營中である。

一 棉花栽培事業 棉作が大東亞建設のため缺くべからざる國策的事業であることは縷々要しないが、當社がこれを受命したのは十七年四月上旬であつた。當社では直ちに人員を整備して現地へ派遣し、種子、資材を送り、マニラに棉業所を設け、各地に事業所を置いて擔當地區の植付にかかりた。擔當地區は、南部ルソンとネグロスである。南部ルソンに於ては、天候不順に加へて害虫が發生したため職員は必死の努力を拂ひ、被害を最少限度にとどめ、ルソン島全收穫の二七%を擧げて聊か臺灣の經驗を生かしたのであるが、所期の目的達成には更に一段の努力を要する。

二 蓖麻事業 蓦麻增産五年計畫により十八年二月下命あり、經濟的農地管理の立場から計畫を樹て、逐次増産することにした。それに必要な種子と脱穀機は、臺灣と現地で入手することになつてゐる。

三 麻類生產事業 十八年六月現地當局に於て麻類增産實施計畫を樹てられたので、當社ではそれに基いて苧麻と

アンバリー・ヘンプを栽培し、いづれも年々増殖の計画である。

四六

四 米作事業 これは十八年五月下旬受命して直ちに社員を送り、六月苗代の準備にかかり、蓬萊種の梗と、蓬萊種並に在來種の梗とを植えてゐる。しかし農民は蓬萊種栽培の技術を持たぬので、今後は各部落に一ヶ所づゝ試作田を作つて指導する計畫である。現地に於ては十八年七月米作委員會が結成され、農具と薬品だけ輸入され、肥料は現地で調辨されることになった。當社ではまた菓買米の精白も計畫中で、精米機は本島から移駐する豫定である。

五 硫黃採掘事業 比島某地に硫黃のあることは古くから知られてゐたが、これの開發を開洋燐礦株式會社が受命したのは十年十月中旬であつた。同社では十八年二月下旬調査隊を派遣し、その結果によつて計畫書を作り、五月上旬要員を現地に向はせ、事業に取りかかることになった。

第十一章 關係會社の大要

當社の關係會社は現在四十二の多數にのぼつてゐるが、大別すると純粹の仔會社と見られるのは十六社である。それに次ぐのは所謂關係會社で、當社が主要株主となつて資本または技術に於て協力し、經營について責任を分擔する會社である。これが九社あり、残りの十七社が單なる投資會社である。これを各會社の側から見ると、各社の資本金の五〇%以上を當社で引受けているのが十八社(内五社は一〇〇%)、五〇%未満一〇%以上が十二社、そして残りの十二社は一〇%未満である。またこれを業種別にすると拓殖關係が最も多く、それに亞ぐのが工業と鑄業であり、あとは交通運輸業、商業の順である。また各關係會社には、投資以外に貸付金がある。これの總計は、十七年度末で約三七四萬圓、内三九%が島内會社、六一%が島外會社への貸付である。各社の概要は次の通りである。

事業別	會社名	所在地	設立年月日	代表取締役	資本金	株式數	株引數受比同率上	拂込額	未拂額
拓殖	臺灣東興發株式會社	臺東	一九二〇年九月二十日	渡邊普	一千五百圓	五百	六七%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	臺灣棉花株式會社	臺北	一九二一年三月三日	山田拍探	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	株式會社福大公司	臺北	一九二一年三月三日	藤山愛一郎	一千五百圓	五百	一一%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
殖産	臺灣野蠻株式會社	臺中	一九二一年三月三日	山口勝	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	印度支那產業會社	河內	一九二一年三月三日	堤秀夫	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
事業	臺灣畜產興業株式會社	臺北	一九二一年三月三日	下辰太	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	星規那振興株式會社	臺北	一九二一年三月三日	加藤恭平	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	中支那振興株式會社	臺北	一九二一年三月三日	玉謙次	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	拓洋水產株式會社	新竹	一九二一年三月三日	兒石井龍猪	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	新竹林產興業株式會社	新竹	一九二一年三月三日	前田恭平	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	比律賓產業株式會社	馬尼拉	一九二一年三月三日	宗村亮	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
事業	新高都市開發株式會社	臺中	(未定)	(未定)	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	海南畜產株式會社	海口	(未定)	(未定)	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	印度支那農林株式會社	臺北	(未定)	(未定)	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
商業	臺灣金融回収統制會社	臺北	一九二一年三月三日	肥後誠一郎	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓
	株式會社南興公司	臺北	一九二一年三月三日	高橋親吉	一千五百圓	五百	一〇〇%	一四〇〇圓	八〇〇〇圓

注意 本要覽記載の事柄は、特に年月日を明記してない限り、すべて昭和十八年十一月一日現在である。(右に掲げた關係會社の一覽表も同様。)
卷頭の寫眞の説明中、上圖は南澳の干拓工事は、
正誤
大南澳の水利工事の誤

昭和十九年三月六日印刷
昭和十九年三月十日配布
非賣品

發行所 **臺灣拓殖調查課**
臺北市榮町三丁目一番地

發行人 河合讓
臺北市樓山町二一臺拓分室

印刷所 **盛進商事株式會社**
臺北市建成町四丁目一番地

印刷人 逢坂增治郎
臺北市建成町四丁目一番地

